

内閣府令第 号

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第 号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令を次のように定める。

平成十六年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置（第三条 第三十一条）
- 第三章 金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置（第三十二条 第七十条）
- 第四章 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置（第七十一条）

条 第九十一条)

第五章 雑則(第九十二条・第九十三条)

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この府令において、「金融機関等」、「信用協同組合連合会」、「銀行持株会社等」、「株式等」、「株式等の引受け等」、「銀行等」、「金融組織再編成」、「協同組織中央金融機関」、「協同組織金融機関」、「対象子会社」、「経営強化計画」、「基準適合金融機関等」、「協定銀行」、「議決権制限株式」、「対象金融機関等」、「合併等」、「承継金融機関等」、「承継子会社」、「対象子会社等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「組織再編成銀行持株会社等」、「対象組織再編成子会社」、「基本計画提出金融機関等」、「対象組織再編成金融機関等」、「承継組織再編成金融機関等」、「承継組織再編成子会社」、「対象組織再編成子会社等」、「対象協同組織金融機関」、「信託受益権等」、「取得優先出資等」、「経営強化指導計画」、「対象協同組織金融機関等」、「承継協同組織金融

機関」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。

（第二条第一項から第三項まで若しくは第五項から第八項まで、第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第十四条第一項、第二項若しくは第七項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十六条第一項、第十七条第一項、第二十四条第一項、第二項若しくは第六項、第二十五条第一項、第二十七条第二項、第三十四条第一項若しくは第二項又は第三十五条第一項に規定する金融機関等、信用協同組合連合会、銀行持株会社等、株式等、株式等の引受け等、銀行等、金融組織再編成、協同組織中央金融機関、協同組織金融機関、対象子会社、経営強化計画、基準適合金融機関等、協定銀行、議決権制限株式、対象金融機関等、合併等、承継金融機関等、承継子会社、対象子会社等、特定組織再編成、組織再編成金融機関等、組織再編成銀行持株会社等、対象組織再編成子会社、基本計画提出金融機関等、対象組織再編成金融機関等、承継組織再編成金融機関等、承継組織再編成子会社、対象組織再編成子会社等、対象協同組織金融機関等、信託受益権等、取得優先出資等、経営強化指導計画、対象協同組織金融機関等、承継協同組織金融機関又は協定をいう。

（経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合）

第二条 法第二条第六項第七号に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる株式の移転又は発行により当該株式を取得する当該他の金融機関等の区分に応じ当該各号に定める場合とする。

一 銀行（法第二条第一項第一号に規定する銀行をいう。以下この項において同じ。）又は銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）株式の移転又は発行を行う金融機関等を同条第八項に規定する子会社とする場合（同法第十六条の二第四項又は第五十二条の二十三第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

二 長期信用銀行（法第二条第一項第二号に規定する長期信用銀行をいう。）又は長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。）株式の移転又は発行を行う金融機関等を同法第十三条の二第二項に規定する子会社とする場合（同条第六項又は同法第十六条の四第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

三 信用金庫連合会 株式の移転又は発行を行う銀行のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの（以下この項にお

いて「信託業務を営む銀行」という。）を信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第三十二条第六項に規定する子会社とする場合（同法第五十四条の十七第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

四 信用協同組合連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条第一項に規定する子会社とする場合（同法第四条の四第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

五 労働金庫連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）第三十四条第五項に規定する子会社とする場合（同法第五十八条の五第三項の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を必要とする場合に限る。）

六 農林中央金庫 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第三項に規定する子会社とする場合（同法第七十二条第四項の規定により農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

七 農業協同組合連合会（法第二条第一項第十号に規定する農業協同組合連合会をいう。） 株式の移転

又は発行を行う信託業務を営む銀行を農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の第二項に規定する子会社とする場合（同法第十一条の十八第四項の規定により同法第九十八条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限り。）

八 漁業協同組合連合会（法第二条第一項第十一号に規定する漁業協同組合連合会をいう。） 株式の移

転又は発行を行う信託業務を営む銀行を水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十

二条第一項において準用する同法第十一条の六第二項に規定する子会社とする場合（同法第八十七条の

三第四項の規定により同法第二百二十七条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限り。）

九 水産加工業協同組合連合会（法第二条第一項第十二号に規定する水産加工業協同組合連合会をいう。）

（ 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を水産業協同組合法第百条第一項において準用する

同法第十一条の六第二項に規定する子会社とする場合（同法第百条第一項において準用する同法第八十

七条の三第四項の規定により同法第二百二十七条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限り

。）

2 前項第一号から第四号までの規定は、法第二条第六項第八号に規定する主務省令で定める場合について

準用する。この場合において、前項中「株式の移転又は発行により当該株式を取得する当該他の金融機関等の区分に応じ」とあるのは、「株式の移転又は発行により当該株式を取得する金融機関等の区分に応じ」と読み替えるものとする。

## 第二章 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

### (経営強化計画の提出)

第三条 法第四条第一項の規定により経営強化計画を提出する金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。第十一条を除き、以下この章において同じ。）又は対象子会社は、別紙様式第一号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類（対象子会社にあつては、当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等に係る第二号から第四号までに掲げる書類を含み、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法第三条第一項又は第二項の申込みの理由書

二 提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表及び損益計算書（以下「貸借対照表等」という。）

（）、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の利益処分計算書若しくは剰余金処分計算書又は損失処理計算書若しくは損失金処理計算書（以下「利益処分計算書等」という。）、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

三 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

四 第二号の貸借対照表等及び利益処分計算書等につき公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の利益処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

五 役員の履歴書（新たに役員が就任する場合にあつては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が社外取締役（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百八十八条第二項第七号ノ二に規定する社外取締役をいう。）、社外監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第十八条第五項第一号に規定する社外監査役をいう。）

- 又は員外監事である場合にあってはその旨を記載した書面を含む。以下同じ。）
- 、当該金融機関等又は対象子会社において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（以下「令」という。）
- 第四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類
- 六 経営強化計画につき第三者（金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者に限る。以下同じ。）による評価を受けたことを証する書面
- 七 前号の評価の概要を記載した書面
- 八 当該金融機関等又は対象子会社が基準適合金融機関等でない金融機関等（協同組織金融機関を除く。）であるときは、令第五条第一号ロ又は八に掲げる要件に該当することを証する書面
- 九 当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、次に掲げる書類
- イ 当該金融機関等の事務所の設置の状況を記載した書面
- ロ 令第五条第二号ロ及び八に掲げる要件に該当することを証する書面
- 十 法第五条第一項第七号に掲げる要件に該当することを証する書面

十一 当該金融機関等が法第三条第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

十二 銀行持株会社等が法第三条第二項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式の引受け及び当該株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

十三 法第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（当該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資（法第二条第二項に規定する優先出資をいう。第八十二条第二項、第八十四条第二項、第八十八条第二項及び第九十条第二項を除き、以下同じ。）である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。）及び当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該株式等及び貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し並びにその実

現に向けた計画並びに当該株式等及び当該貸付債権に係る借入金につき利益をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策（銀行持株会社等が法第三条第二項の申込みをする場合にあつては、当該銀行持株会社等に係る当該見通し及び計画並びに方策）を記載した書面その他の法第五条第一項第十号に掲げる要件に該当することを証する書類

十四 その他法第五条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

2 前項第五号に規定する員外監事とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 信用金庫の監事のうち、当該信用金庫の会員又は当該信用金庫の会員である法人の役員若しくは使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該信用金庫の理事若しくは職員又は当該信用金庫の子会社（信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。第三号において同じ。）の取締役、執行役若しくは使用人でなかつたもの

二 信用協同組合の監事のうち、当該信用協同組合の組合員又は当該信用協同組合の組合員である法人の役員若しくは使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該信用協同組合の理事若しくは使用人又は当該信用協同組合の子会社（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に規定する子会社をい

う。第四号において同じ。）の取締役、執行役若しくは使用人でなかったもの

三 信用金庫連合会の監事のうち、当該信用金庫連合会の会員である信用金庫の役員又は職員以外の者であつてその就任の前五年間当該信用金庫連合会の理事若しくは職員又は当該信用金庫連合会の子会社の取締役、執行役若しくは使用人でなかったもの

四 信用協同組合連合会の監事のうち、当該信用協同組合連合会の会員である中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第八条第五項に規定する組合又は協同組合の役員又は使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該信用協同組合連合会の理事若しくは使用人又は当該信用協同組合連合会の子会社の取締役、執行役若しくは使用人でなかったもの

（法第四条第一項第二号の経営の改善の目標）

第四条 法第四条第一項第二号に規定する主務省令で定める経営の改善の目標は、収益性及び業務の効率の向上の程度（コア業務純益ROA（別紙様式第一号（記載上の注意）に規定するコア業務純益ROAをいう。以下この章及び第四章において同じ。）の上昇及び業務粗利益経費率（同様式（記載上の注意）に規定する業務粗利益経費率をいう。以下この章及び第四章において同じ。）の低下の程度を含むものに限る

。並びに不良債権の処理とする。

(法第四条第一項第四号の責任ある経営体制の確立に関する事項)

第五条 法第四条第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策
- 二 法令遵守の体制の強化のための方策
- 三 経営に対する評価の客観性の確保のための方策
- 四 情報開示の充実のための方策
- 五 当該経営強化計画を実施する子会社（法第二条第四項に規定する子会社をいう。）の議決権の保有、当該子会社の経営管理を担当する役員の配置その他の当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等における責任ある経営管理体制の確立に関する事項

(法第四条第一項第五号の経営責任等の明確化に関する基準)

第六条 法第四条第一項第五号に規定する主務省令で定める基準は、代表権のある役員（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等にあつては、前条第五号に規定する役員）が役員を退任することとする。

(健全な自己資本の状況にある旨の区分)

第七条 法第四条第一項第六号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる金融機関等(銀行持株会社等を含む。以下この項において同じ。)の種類に応じ当該各号に定める区分をいう。

一 海外営業拠点を有する銀行等及び海外拠点を有する信用金庫連合会(銀行法第十四条の二第二号(長期信用銀行法第十七条及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する場合を含む。))に規定する子会社等を有するものに限る。( 国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上であること。

二 海外営業拠点を有する銀行等及び海外拠点を有する信用金庫連合会(前号に規定するものを除く。)

国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

三 海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社等 第一基準に係る連結自己資本比率が八パーセント以上であること。

四 海外営業拠点を有する銀行等を子会社としていない銀行持株会社等 第二基準に係る連結自己資本比

率が四パーセント以上であること。

五 前各号に規定する金融機関等以外の金融機関等（銀行法第十四条の二第二号（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等を有するものに限る。） 国内基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも四パーセント以上であること。

六 前各号に規定する金融機関等以外の金融機関等 国内基準に係る単体自己資本比率が四パーセント以上であること。

2 前項第一号から第四号までに規定する「海外営業拠点」とは、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める海外営業拠点をいう。

一 前項第一号及び第二号に規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年<sup>総理府</sup>大蔵省<sup>令</sup>第三十九号）第一条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年<sup>総理府</sup>大蔵省<sup>令</sup>第四十号）第一条第三項に規定する海外営業拠点

二 前項第三号及び第四号に規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項に規定する海外営業拠点

3 第一項第一号及び第二号に規定する「海外拠点」とは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年<sup>総理府</sup>大蔵省令第四十一号）第三条第三項に規定する海外拠点をいう。

4 第一項第一号及び第二号に規定する「国際統一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国際統一基準をいう。

5 第一項第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する「単体自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第六項、信用金庫法第八十九条第一項において準用す

る銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十

二年<sup>総理府</sup>大蔵省令第四十二号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率をいう。

6 第一項第一号、第三号、第四号及び第五号に規定する「連結自己資本比率」とは、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める連結自己資本比率をいう。

一 第一項第一号及び第五号に規定する連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第七項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率

二 第一項第三号及び第四号に規定する連結自己資本比率 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の十第一項第四号又は長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第五

条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率

7 第一項第三号に規定する「第一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三十条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三十条第三項に規定する第一基準をいう。

8 第一項第四号に規定する「第二基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三十条第四項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三十条第四項に規定する第二基準をいう。

9 第一項第五号及び第六号に規定する「国内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する国内基準をいう。

(法第四条第一項第六号の経営責任及び株主責任の明確化に関する基準)

第八条 法第四条第一項第六号に規定する主務省令で定める基準は、法第五条第一項の規定による決定を受

けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行う時期までに代表権のある役員が役員を退任し、かつ、配当の額の抑制をすることとする。

（法第四条第一項第七号の信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第九条 法第四条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

- 一 信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針
- 二 信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの
  - イ 信用供与の実施体制の整備のための方策
  - ロ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業をはじめとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策
- 三 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの
  - イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
  - ロ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化の

ための方策

## 八 早期の事業再生に資する方策

(法第五条第一項第一号の経営の改善の目標に関する基準)

第十条 法第五条第一項第一号に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益ROAの上昇の程度が経営強化計画を提出した金融機関等と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回り、かつ、不良債権比率(別紙様式第一号(記載上の注意)に規定する不良債権比率をいう。以下この章及び第四章において同じ。)が低下することとする。

(令第五条第二号イの主務省令で定める基準)

第十一条 令第五条第二号イに規定する主務省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 その事務所の最多数が所在する都道府県及びこれに次ぐ都道府県における事務所の数の事務所の総数に占める割合が九十パーセントを超えていること。

二 その預金又は貸出金の額の主として業務を行っている地域における金融機関等(令第三十九条に規定

する金融庁長官の指定する金融機関等（以下「特定金融機関等」という。）を除く。）の預金又は貸出金の総額に占める割合が相当と認める率を下回らないものであること。

（令第六条の事業再構築）

第十二条 令第六条に規定する主務省令で定めるものは、事業再構築（産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二条第二項に規定する事業再構築をいう。以下この条において同じ。）のうち、金融庁長官が指定する金融機関等における次に掲げる措置のいずれかを含まない事業再構築以外のものとする。

一 資本の最大限の増加（最近において行われており、又は行われることが確実であると認められるものに限る。）

二 前号に掲げる措置以外の事業再構築

（法第五条第二項の議決権制限株式）

第十三条 法第五条第二項に規定する主務省令で定めるものは、取締役及び監査役の選任及び解任につき議決権を行使することができる議決権制限株式とする。

(法第六条の規定による経営強化計画の公表)

第十四条 金融庁長官は、内閣総理大臣が法第五条第一項の規定による決定をしたときは、法第六条の規定により、当該決定の日付、当該決定に係る経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)の商号又は名称、当該経営強化計画の内容並びに当該経営強化計画に添付された第三条第一項第一号及び第二号に掲げる書類を公表するものとする。

(法第九条第一項等の規定による経営強化計画の変更)

第十五条 法第九条第一項(法第十三条第四項(法第十四条第十二項において準用する場合を含む。))並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 提出者である金融機関等(銀行持株会社等を含む。)(の商号若しくは名称、本店若しくは主たる事務所)の住所又は代表者の役職若しくは氏名の変更
- 二 記載されている指標の数値の見込みから実績への変更及びこれに伴う変更(法第四条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の数値の変更にあっては、当該目標自体の変更を伴うもの及び当該数値の二十八

一 セント以上の変更を伴うものを除く。）

三 その他趣旨の変更を伴わない変更

2 法第九条第一項の規定により変更後の経営強化計画を提出する金融機関等は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類（当該変更後の経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあっては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 経営強化計画の変更の理由書

二 法第四条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、次に掲げる書類

イ 第三条第一項第二号から第四号までに掲げる書類

ロ 経営強化計画の変更の内容及び第三者による評価を受けたことを証する書面

ハ ロの評価の概要を記載した書面

三 法第四条第一項第三号、第四号若しくは第七号又は令第四条各号に掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、役員履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備

の状況を示す書類

四 その他法第九条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

3 法第九条第一項の規定により提出する変更後の経営強化計画の実施期間の終了の日は、変更前の経営強化計画の実施期間の終了の日とする。

(法第九条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第十六条 法第九条第二項第一号(法第十三条第四項(法第十四条第十二項において準用する場合を含む)。

(並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下することとする。

(法第九条第三項等において準用する法第六条の規定による変更後の経営強化計画の公表)

第十七条 金融庁長官は、法第九条第一項の規定による承認をしたときは、同条第三項(法第十三条第四項

(法第十四条第十二項において準用する場合を含む。)並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)において準用する法第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の経営強化計画を提出した金融機関等(当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含

む。 ) の商号又は名称、当該変更後の経営強化計画の内容及び当該変更後の経営強化計画に添付された第十五条第二項第一号に掲げる書類 ( 法第四条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては、第三条第一項第二号に掲げる書類を含む。 ) を公表するものとする。

( 法第十条第一項等の規定による経営強化計画の履行状況の報告 )

第十八条 法第十条第一項 ( 法第十三条第四項 ( 法第十四条第十二項において準用する場合を含む。 ) 並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。 ) 次項において同じ。 ) の規定による経営強化計画の履行状況の報告は、毎年九月末日及び三月末日 ( 以下「報告基準日」という。 ) における当該経営強化計画に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画に記載した各種の指標の動向 ( 協同組織中央金融機関又は協同組織金融機関にあつては、法第四条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の毎年九月末日における動向を除く。 ) について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。

2 金融庁長官は、法第十条第一項の規定により経営強化計画の履行状況について報告を受けたときは、同条第二項 ( 法第十三条第四項 ( 法第十四条第十二項において準用する場合を含む。 ) 並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。 ) において準用する法第六条の規定により、当該報告に

係る報告基準日、当該報告を行った金融機関等又は銀行持株会社等若しくはその対象子会社等の商号又は名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

（法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第十九条 法第十二条第一項（法第十三条第四項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十一条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第四条第一項、第十三条第三項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条第十項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により承認を受けたものという。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該金融機関等が当該期間内に法第十三条第三項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十四

条第十項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるものであるとき又は同条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一 第三条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる書類

二 役員の履歴書その他の法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに次項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 その他法第十二条第一項の規定による承認に係る審査のため参考となるべき書類

2 法第十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第四条各号に掲げる事項

二 協定銀行が現に保有する取得株式等（法第十条第一項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）及び取得貸付債権（同項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）のうち経営強化計画を提出する金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。）

（を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第十二条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第二十条 法第十二条第二項第一号(法第十三条第四項(法第十四条第十二項において準用する場合を含む

。並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む)に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下すること(経営強化計画を提出した金融機関等のコア業務純益ROAの水準が当該金融機関等と同一の業態に属する金融機関等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもののコア業務純益ROAの水準(以下この条において「基準値」という。)を下回っている場合にあつては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること)とする。

一 コア業務純益ROAの上昇の程度が当該経営強化計画を提出した金融機関等と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

二 コア業務純益ROAの上昇により、当該経営強化計画を提出した金融機関等のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

(法第十二条第五項等において準用する法第六条の規定による経営強化計画の公表)

第二十一条 金融庁長官は、法第十二条第一項の規定による承認をしたときは、同条第五項（法第十三条第四項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）の商号又は名称、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第二条第一項第二号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第十三条第一項等の規定による株式交換等の認可）

第二十二条 法第十三条第一項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）以下この条及び次条において同じ。）の規定による株式交換等（法第十三条第一項に規定する株式交換等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の認可を受けようとする発行金融機関等（法第十三条第一項に規定する発行金融機関等をいい、法第十四条第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等（同条第八項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。）を含む。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して

、金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株式交換等に関する株主総会の議事録

三 株式交換契約書（株式移転にあつては、商法第三百六十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類

）

四 最終の貸借対照表等及び利益処分計算書等、直前の決算期における自己資本比率を記載した書面、最

近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

五 法第十三条第二項第一号（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）

に掲げる要件に該当することを証する書面

六 株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関

等の総株主の議決権に占める割合及び株式交換等の後において協定銀行が保有する取得株式等である株

式に係る議決権が法第十三条第二項第一号に規定する会社の総株主の議決権に占める割合を記載した書

面

七 法第十三条第一項の規定による認可を受けた場合における次条第一項第三号に規定する事項の概要を記載した書面その他の法第十三条第二項第三号（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書面

八 その他法第十三条第一項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

（法第十三条第三項等の規定による経営強化計画の提出）

第二十三条 法第十三条第三項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、法第十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等の日から二週間以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する同条第三項第一号（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する会社と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 経営強化計画を連名で提出する法第十三条第三項第一号に規定する会社に係る第三条第一項第二号に掲げる書類（当該会社が株式移転により新たに設立された会社である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

二 経営強化計画を連名で提出する法第十三条第三項第一号に規定する会社の役員の履歴書

三 前号に規定する会社に係る次に掲げる事項を記載した書面

イ 法第十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等である株式（当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされる場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該株式の処分のための対応を図る時期の見通し及びその実現に向けた計画

ロ イに規定する株式につき利益をもってする消却に対応することができる財源を確保するための方策

2 法第十三条第三項第一号に規定する主務省令で定めるものは、第五条各号に掲げる事項とする。

3 法第十三条第三項第二号（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める基準は、当該経営強化計画を実施する対象子会社等の経営管理を担当する役員が役員を退任することとする。

4 法第十三条第三項第二号（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で

定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第一項第二号に規定する会社の利益の処分の方針
- 二 第一項第二号に規定する会社の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
- 三 法第十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等である株式の額及びその内容

(法第十三条第四項等において準用する法第六条の規定による経営強化計画の公表)

第二十四条 金融庁長官は、法第十三条第三項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、同条第四項(法第十四条第十二項において準用する場合を含む。)(において準用する法第六条の規定により、当該提出の日付、当該経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)(の商号、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された前条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

(法第十四条第一項等の規定による合併等の認可)

第二十五条 法第十四条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同

じ。 ) の規定による合併等の認可を受けようとする対象金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。 ) 又は対象子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 合併 合併契約書及び銀行法施行規則第二十二条第二号、長期信用銀行法施行規則第二十一条第二号、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第十一条第一項第二号又は中小企業等協

大 蔵、厚 生、

同組合法施行規則（昭和三十年農林、通商産業、省令第一号）第七条第一項第六号に掲げる書類  
運 輸、建 設

ロ 会社の分割又は会社の分割による営業の承継 分割計画書又は分割契約書及び銀行法施行規則第二十一条の二第二号又は長期信用銀行法施行規則第二十一条の二第二号に掲げる書類

ハ 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約書及び銀行法施行規則第二十三条第二号、長期信用銀行法施行規則第二十二条第二号、信用金庫法施行規則第十二条第一項

第二号若しくは第十三条第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則第五条の二の二第二号若しくは第五条の二の三第二号に掲げる書類

三 最終の貸借対照表等及び利益処分計算書等、直前の決算期における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

四 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の規定による認可を必要とする合併等であるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書類

五 法第十四条第二項第一号（同条第七項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書面

六 合併等に伴う経営強化計画の変更が見込まれる場合における当該変更の概要を記載した書面、合併等に係る承継金融機関等又は承継子会社がある場合における当該承継金融機関等又は承継子会社が法第十四条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により提出することが見込まれる経営強化計画の概要を記載した書面その他の同条第二項第二号（同条第七項において準用する場合を含む。）

（ ）に掲げる要件に該当することを証する書面

七 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等（当該対象金融機関等又は法第十四条第七項に規定する経営強化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等を発行者とするものに限る。）

（ ）及び合併等の後において協定銀行が保有する取得貸付債権（当該対象金融機関等を債務者とするものに限る。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該取得株式等及び取得貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき利益をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策（合併等に係る承継金融機関等又は承継子会社がある場合にあつては、同条第一項の規定による認可を受けた場合における次条第一項第三号に規定する事項（当該承継金融機関等が労働金庫である場合にあつては、労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年<sup>内閣府</sup>厚生労働省<sup>令</sup>第 号）第二十二條第一項第三号に規定する事項）の概要）を記載した書面その他の法第十四条第二項第四号（同条第七項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書面

八 その他法第十四条第一項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

(法第十四条第三項等の規定による経営強化計画の提出)

第二十六条 法第十四条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び第三十一条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する承継金融機関等(法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この章において同じ。)又は承継子会社は、法第十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類(承継子会社にあつては、当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 第三条第一項第二号に掲げる書類(当該承継金融機関等又は承継子会社が合併等により新たに設立された金融機関等である場合にあつては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることができる書類)

二 役員の履歴書、当該承継金融機関等又は承継子会社において部門別の損益管理がされていることを証する書面(当該承継金融機関等又は承継子会社が合併等により新たに設立される金融機関等である場合

にあつては、当該承継金融機関等又は承継子会社において部門別の損益管理がされることを証する書面  
(その他の法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに次項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な  
実施のための準備の状況を示す書類

三 当該承継金融機関等又は当該経営強化計画を当該承継子会社と連名で提出する銀行持株会社等に係る  
次に掲げる事項

イ 法第十四条第一項の規定による認可を受けた合併等において協定銀行が保有する取得株式等(当該承継金融機関等又は当該経営強化計画を当該承継子会社と連名で提出する銀行持株会社等を発行  
者とするものに限る。)及び当該認可を受けた合併等において協定銀行が保有する取得貸付債権  
(当該承継金融機関等を債務者とするものに限る。)につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をする  
よう要請することその他の当該取得株式等及び取得貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し  
並びにその実現に向けた計画

ロ イに規定する取得株式等及びイに規定する取得貸付債権に係る借入金につき利益をもってする消却  
、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

四 その他法第十四条第二項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

2 法第十四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第四条各号に掲げる事項

二 法第十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち当該承継金融機関等又は経営強化計画を当該承継子会社と連名で提出する銀行持株会社等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第十四条第四項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第二十七条 法第十四条第四項第一号(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下すること(経営強化計画を提出した承継金融機関等又は承継子会社のコア業務純益ROAの水準が当該承継金融機関等又は承継子会社と同一の業態に属する金融機関等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもののコア業務純益ROAの水準(以下この条において「基準値」という。)を下回っている場合にあつては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること)とする。

一 コア業務純益ROAの上昇の程度が当該承継金融機関等又は承継子会社と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

二 コア業務純益ROAの上昇により、当該承継金融機関等又は承継子会社のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

(法第十四条第八項の規定による合併等の認可)

第二十八条 法第十四条第八項の規定による合併等の認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 第二十六条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類

二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 合併 合併契約書及び銀行法施行規則第三十四条の二十九第一項第二号又は長期信用銀行法施行規則第二十五条の十第一項第二号に掲げる書類

ロ 会社の分割又は会社の分割による営業の承継 分割計画書又は分割契約書及び銀行法施行規則第三

十四条の三十一第一項第二号又は長期信用銀行法施行規則第二十五条の十の二第一項第二号に掲げる書類

八 営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約書及び銀行法施行規則第二十四条の三十一第一項第二号又は長期信用銀行法施行規則第二十五条の十一第一項第二号に掲げる書類

三 法第十四条第九項第一号に掲げる要件に該当することを証する書類

四 合併等に伴う経営強化計画の変更が見込まれる場合における当該変更の概要を記載した書面、合併等に係る法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等がある場合における当該他の銀行持株会社等に係る同条第十項各号に掲げる事項の概要を記載した書面その他の同条第九項第二号に掲げる要件に該当することを証する書面

五 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等（当該発行金融機関等を発行者とするものに限る。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該取得株式等の処分のための対応を図る時期の見通し及びその実現に向けた計画並びに当該取得株式等につき利益をもつてする消却に対応することができる財源を確保するための方策（合併等に係る法第十四条第

九項第一号に規定する他の銀行持株会社等がある場合にあつては、同条第八項の規定による認可を受け  
た場合における次条第一項第三号に規定する事項の概要）を記載した書面その他の法第十四条第九項第  
三号に掲げる要件に該当することを証する書面

六 その他法第十四条第八項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

（法第十四条第十項の規定による経営強化計画の提出）

第二十九条 法第十四条第十項の規定により経営強化計画を提出する対象子会社等は、同条第八項の規定に  
よる認可を受けた合併等の日から二週間以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画  
を連名で提出する同条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、  
金融庁長官に提出しなければならない。

一 経営強化計画を連名で提出する法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等に係る第二条  
第一項第二号に掲げる書類（当該他の銀行持株会社等が合併等により新たに設立された銀行持株会社等  
である場合にあつては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類

）

二 経営強化計画を連名で提出する法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等の役員の履歴書

三 前号に規定する他の銀行持株会社等に係る次に掲げる事項を記載した書面

イ 法第十四条第八項の規定による認可を受けた合併等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等である株式（当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされる場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該株式の処分のための対応を図る時期の見通し及びその実現に向けた計画

ロ イに規定する株式につき利益をもってする消却に対応することができる財源を確保するための方策

2 法第十四条第十項第一号に規定する主務省令で定めるものは、第五条各号に掲げる事項とする。

3 法第十四条第十項第二号に規定する主務省令で定める基準は、当該経営強化計画を実施する対象子会社等の経営管理を担当する役員が役員を退任することとする。

4 法第十四条第十項第二号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第一項第一号に規定する他の銀行持株会社等の利益の処分の方針

二 第一項第一号に規定する他の銀行持株会社等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三 法第十四条第八項の規定による認可を受けた合併等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等である株式の額及びその内容

(法第十四条第十一項において準用する法第六条の規定による経営強化計画の公表)

第三十条 金融庁長官は、法第十四条第三項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、同条第十一項において準用する法第六条の規定により、当該提出の日付、当該経営強化計画を提出した承継金融機関等又は承継子会社(当該経営強化計画を当該承継子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。)の商号又は名称、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第二十六条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

(法第十四条第十二項において準用する法第六条の規定による経営強化計画の公表)

第三十一条 金融庁長官は、法第十四条第十項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、同条第十

二項において準用する法第六条の規定により、当該提出の日付、当該経営強化計画を提出した対象子会社等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）の商号、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第二十九条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

### 第三章 金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

（基本計画提出金融機関等による経営強化計画の提出）

第三十二条 法第十六条第一項前段の規定により経営強化計画を提出する金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。第六号、第四十二条、第四十八条第二項第三号八及び第五十条を除き、以下この章において同じ。）は、別紙様式第二号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等がある場合にあつては、当該組織再編成銀行持株会社等に係る第一号から第三号までに掲げる書類を含み、当該組織再編成銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面

、最終の利益処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

二 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

三 第一号の貸借対照表等及び利益処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等に関する公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の利益処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

四 経営強化計画に係る金融組織再編成が銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律又は金融機関の合併及び転換に関する法律の規定による認可を必要とするものであるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書面

五 株式交換により他の金融機関等の完全子会社となる金融機関等が経営強化計画を提出するときは、株式交換契約書及び株主総会の議事録

六 法第二条第六項第七号に規定する他の金融機関等への株式の移転又は発行を行う金融機関等が経営強化計画を提出するときは、当該金融機関等が株式の移転又は発行を行うことを証する書面

七 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合における役員の履歴書（経営強化計画に係る金融組織再編成が労働金庫を組織再編成金融機関等とする特定組織再編成であり、かつ、当該労働金庫の役員となるべき者が労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項に規定する員外監事である場合にあつては、その旨を記載した書面を含む。第四十八条において同じ。）及び当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等又は労働金庫（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等又は労働金庫において部門別の損益管理がされていること）（当該他の金融機関等又は労働金庫が新たに設立されるものである場合にあつては、当該他の金融機関等又は労働金庫において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する金融機関等

及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをしない場合にあつては令第十二条第二号に掲げる事項を含み、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては法第十六条第一項第五号イ及びニ並びに令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

八 経営強化計画に係る金融組織再編成が信用金庫、労働金庫又は信用金庫連合会を組織再編成金融機関等とするものであるときは、法第十七条第四項の規定によりみなされて適用する金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）第十二条第一項、第四項若しくは第六項又は第十三条第一項、第四項若しくは第六項の規定により消却することができる持分に関する事項

九 経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

十 経営強化計画につき第三者による評価を受けたことを証する書面

十一 前号の評価の概要を記載した書面

十二 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二

項の申込みをするときは、次に掲げる書類

イ 当該申込みの理由書

ロ 経営強化計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等（組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第二項の申込みをする場合にあつては、その対象組織再編成子会社）の自己資本比率の見込みを記載した書面

ハ 当該金融機関等が基準適合金融機関等でない金融機関等（協同組織金融機関を除く。）であるとき

は、令第十四条第一号ロ又はハに掲げる要件に該当することを証する書面

ニ 当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、次に掲げる書類

当該金融機関等の事務所の設置の状況（経営強化計画に係る金融組織再編成が協同組織金融機関を組織再編成金融機関等とするものである場合にあつては、当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の事務所の設置の状況の見込みを含む。）を記載した書面

経営強化計画に係る金融組織再編成が協同組織金融機関を組織再編成金融機関等とするものであるときは、令第十四条第二号ロ及びハに掲げる要件に該当することを証する書面

- ホ 経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成（第三十五条に規定する基本的特定組織再編成に限る。）でないときは、法第十七条第一項第四号ホに掲げる要件に該当することを証する書面
- ヘ 当該金融機関等が法第十五条第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面
- ト 組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第二項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式の引受け及び当該株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面
- チ 法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（当該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。）及び当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該株

式等及び貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該株式等及び当該貸付債権に係る借入金につき利益をもつてする消却、償還又は返済に対応することができ、る財源を確保するための方策（組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第二項の申込みをする場合にあっては、当該銀行持株会社等に係る当該見通し及び計画並びに方策）を記載した書面その他の法第十七条第一項第七号に掲げる要件に該当することを証する書類

十三 その他法第十七条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法第十六条第一項第二号の経営の改善の目標）

第三十三条 法第十六条第一項第二号に規定する主務省令で定める経営の改善の目標は、収益性及び業務の効率の向上の程度（コア業務純益ROA（別紙様式第三号（記載上の注意）に規定するコア業務純益ROAをいう。以下この章において同じ。）の上昇及び業務粗利益経費率（同様式（記載上の注意）に規定する業務粗利益経費率をいう。以下この章において同じ。）の低下の程度を含むものに限る。）並びに不良債権の処理とする。

（法第十六条第一項第五号イの責任ある経営体制の確立に関する事項）

第三十四条 法第十六条第一項第五号イに規定する主務省令で定めるものは、第五条各号に掲げる事項とする。

(法第十六条第一項第五号ロの主務省令で定めるもの)

第三十五条 法第十六条第一項第五号ロに規定する主務省令で定めるものは、一の特定金融機関等と特定金融機関等以外の金融機関等を当事者とする特定組織再編成(当該特定組織再編成に係る法第十五条第一項の申込みに係る株式等の引受け等(組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第二項の申込みをする場合にあっては、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等)が当該特定組織再編成に係る組織再編成金融機関等又は対象組織再編成子会社の自己資本の充実の見込みに照らし当該特定金融機関等による当該特定組織再編成の実施に必要な範囲を超えないものを除く。)以外の特定組織再編成(以下「基本的特定組織再編成」という。)とする。

(法第十六条第一項第五号ロの経営責任等の明確化に関する基準)

第三十六条 法第十六条第一項第五号ロに規定する主務省令で定める基準は、代表権のある役員(経営強化

計画を連名で提出する銀行持株会社等にあつては、第五条第五号に規定する役員）が役員を退任することとする。

（法第十六条第一項第五号八の経営責任及び株主責任の明確化に関する基準）

第三十七条 法第十六条第一項第五号八に規定する主務省令で定める基準は、法第十七条第一項の規定による決定（法第十九条第一項の規定による承認を含む。）を受けて当該決定又は承認に係る経営強化計画に係る金融組織再編成を実施する時期までに代表権のある役員が役員を退任し、かつ、当該金融組織再編成の後において当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等（組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第二項の申込みをする場合にあつては、その対象組織再編成子会社）の役員に就任しないこと及び当該金融組織再編成が株式交換、株式移転、合併、会社の分割（分割により営業の全部を承継させ、分割により設立する金融機関等又は分割により営業を承継する金融機関等の株主に株式を割り当てるものに限る。）又は会社の分割による営業の全部の承継（分割により設立する金融機関等又は分割により営業を承継する金融機関等の株主に株式を割り当てるものに限る。）でないときは配当の額の抑制をすることとする。

（法第十六条第一項第五号二の信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第三十八条 法第十六条第一項第五号二に規定する主務省令で定めるものは、第九条各号に掲げる方策とする。

(基本計画提出金融機関等でない金融機関等による経営強化計画の提出)

第三十九条 法第十六条第二項前段の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、別紙様式第三号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等がある場合にあつては、当該組織再編成銀行持株会社等に係る第三十二条第一号から第三号までに掲げる書類を含み、当該組織再編成銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 第三十二条第一号から第六号まで及び第九号から第十一号までに掲げる書類

二 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合における役員の履歴書及び当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面(当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等(新たに設立されるものを含む。)(の自己資本の充実のために同条第一項又は第二項の申込みをす

る場合にあつては、当該他の金融機関等において部門別の損益管理がされていること（当該他の金融機関等が新たに設立されるものである場合にあつては、当該他の金融機関等において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号及び令第十三条第二号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては、法第十六条第一項第五号イ並びに令第十三条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをするときは、次に掲げる書類

イ 当該申込みの理由書

ロ 経営強化計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等（組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第二項の申込みをする場合にあつては、その対象組織再編成子会社）の自己資本比率の見込みを記載した書面

八 第三十二条第十二号へからちまでに掲げる書類

四 その他法第十七条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

第四十条 法第十六条第二項前段の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、別紙様式第三号により作成した経営強化計画に第三十二条第八号及び前条各号に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等がある場合にあっては、当該組織再編成銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

（法第十七条第一項第一号の経営の改善の目標に関する基準）

第四十一条 法第十七条第一項第一号に規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。）が基本計画提出金融機関等であつて、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをした場合 経営強化計画を提出した金融機関等（当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等又は労働金庫（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために法第十五条

第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等又は労働金庫。以下この条において同じ。）のコア業務純益ROAの上昇（当該経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成である場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等のうちコア業務純益ROAが最も高いもののコア業務純益ROAの水準からの上昇に限る。）の程度が当該経営強化計画を提出した金融機関等と同一の業態に属する金融機関等（当該金融機関等が労働金庫である場合にあつては、労働金庫及び労働金庫連合会）のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいもの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回り、かつ、不良債権比率（別紙様式第三号（記載上の注意）に規定する不良債権比率をいう。以下この章において同じ。）が低下すること。

二 経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等以外のものであつて、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをした場合 不良債権比率が低下すること（経営強化計画を提出した金融機関等のコア業務純益ROAの水準が当該経営強化計画を提出した金融機関等と同一の業態に属する金融機関等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもののコア業務純益ROAの水準（以下この号において「基準値」という。）を下回つて

いる場合にあつては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること。）。

イ コア業務純益ROAの上昇の程度が当該経営強化計画を提出した金融機関等と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

ロ コア業務純益ROAの上昇により、当該経営強化計画を提出した金融機関等のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

三 経営強化計画を提出した金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをしなかつた場合 不良債権比率が低下すること。

(令第十四条第二号イの主務省令で定める基準)

第四十二条 令第十四条第二号イに規定する主務省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 その事務所の最多数が所在する都道府県及びこれに次ぐ都道府県における事務所の数の事務所の総数に占める割合が九十パーセントを超えていること。

二 経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でないときは、その預金又は貸出金の額の主として業務を行っている地域における金融機関等（特定金融機関等を除く。）の預金又は貸出金の総額に占める割合が相当と認める率を下回らないものであること。

（法第十七条第一項第四号ホの主務省令で定めるもの）

第四十二条 法第十七条第一項第四号ホに規定する主務省令で定めるものは、基本的特定組織再編成とする。

（法第十七条第二項等の議決権制限株式）

第四十四条 法第十七条第二項（法第十九条第五項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、取締役及び監査役の選任及び解任につき議決権を行使することができる議決権制限株式（経営強化計画（法第十六条第一項から第三項まで若しくは法第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を法第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出されたもの又は法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。）に法第十六条第一項第五号ロに掲げる事項が記載されていない金融機関等に対して行う株式の引受けである場合にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する議決権制限株式）とする。

(法第十七条第六項等の規定による経営強化計画の提出)

第四十五条 法第十七条第六項(法第十九条第五項において準用する場合を含む。)(の規定により経営強化計画を提出する銀行持株会社等は、その設立の登記の日から二週間以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官に提出しなければならない。

一 自己資本比率その他の設立後における財務の状況を知ることのできる書類

二 役員の履歴書

三 法第十七条第一項の規定による決定(法第十九条第一項の規定による承認を含む。)(を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式(当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。)(につき利益をもってする消却に対応することができる財源を確保するための方策を記載した書面

(法第十七条第七項の規定による経営強化計画の提出)

第四十六条 法第十七条第七項(法第十九条第五項において準用する場合を含む。)(の規定により経営強化

計画を提出する金融組織再編成により新たに設立された金融機関等は、その設立の登記の日から二週間以内に、当該経営強化計画に前条各号に掲げる書類を添付し、金融庁長官に提出しなければならない。

（法第十七条第八項において準用する法第六条の規定による経営強化計画の公表）

第四十七条 金融庁長官は、内閣総理大臣が法第十七条第一項の規定による決定をしたとき又は同条第六項若しくは第七項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、同条第八項において準用する法第六条の規定により、当該決定又は提出の日付、当該決定又は提出に係る経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を含む。）の商号又は名称、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第三十二条第一号に掲げる書類（当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをした場合にあつては第三十二条第十二号イ及びロ又は第三十九条第三号イ及びロに掲げる書類を含み、法第十七条第六項又は第七項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合にあつては第四十五条第一号に掲げる書類とする。）を公表するものとする。

（法第十九条第一項等の規定による経営強化計画の変更）

第四十八条 法第十九条第一項（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む

。並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 提出者である金融機関等の商号若しくは名称、本店若しくは主たる事務所の住所又は代表者の役職若しくは氏名の変更

二 記載されている指標の数値の見込みから実績への変更及びこれに伴う変更（法第十六条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の数値の変更にあつては、当該目標自体の変更を伴うもの及び当該数値の三十パーセント以上の変更を伴うものを除く。）

三 その他趣旨の変更を伴わない変更

2 法第十九条第一項前段（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）

並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により変更後の経営強化計画を提出する金融機関等は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類（当該変更後の経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を

添付して、金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 経営強化計画の変更の理由書

二 法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、次に掲げる書

類

イ 第三十二条第一号から第三号までに掲げる書類

ロ 経営強化計画の変更の内容及び第三者による評価を受けたことを証する書面

ハ ロの評価の概要を記載した書面

三 法第十六条第一項第三号に掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、次に掲げる書

類

イ 変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等

協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律又は金融機関の合併及び転換に関する法律の規定

による認可を必要とするものであるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書面

ロ 株式交換により他の金融機関等の完全子会社となる金融機関等が変更後の経営強化計画を提出するときは、株式交換契約書及び株主総会の議事録

ハ 法第二条第六項第七号に規定する他の金融機関等への株式の移転又は発行を行う金融機関等が変更後の経営強化計画を提出するときは、当該金融機関等が株式の移転又は発行を行うことを証する書面

ニ 変更後の経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

四 法第十六条第一項第四号、第五号イ若しくはニ又は令第十二条各号若しくは令第十三条各号に掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、役員履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

五 法第十六条第一項第五号ホ又はへに掲げる事項に係る変更であるときは、次に掲げる書類

イ 第三十二条第一号から第三号までに掲げる書類

ロ 変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等（組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第二項の申込みをした場合にあつては、その対象組織再編成子会社）の自己資本比率の見込みを記載した書面

八 当該金融機関等が法第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

二 組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第二項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受け及び当該株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

ホ 法第十九条第一項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（当該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。）及び当該承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該株式等及び貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該株式等及び当該貸付債権に係る借入金につき利益をもつてする消却、償還又は返済に対応することがで

きる財源を確保するための方策（組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第二項の申込みをした場合にあっては、当該組織再編成銀行持株会社等に係る当該見通し及び計画並びに方策）を記載した書面  
その他の法第十九条第三項第七号に掲げる要件に該当することを証する書類

六 その他法第十九条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

3 法第十九条第一項の規定により提出する変更後の経営強化計画の実施期間の終了の日は、変更前の経営強化計画の実施期間の終了の日とする。

（法第十九条第三項第一号等の経営の改善の目標に関する基準）

第四十九条 法第十九条第三項第一号（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める基準は、法第十七条第一項の規定による決定（法第十九条第一項の規定による承認を含む。以下この条において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行う前において経営強化計画の変更をする場合にあっては次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとし、法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後において

て経営強化計画の変更をする場合にあっては不良債権比率が低下することとする。

一 変更後の経営強化計画を提出した金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。）が基本計画提出金融機関等であつて、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをした場合 変更後の経営強化計画を提出した金融機関等（当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等又は労働金庫（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあっては、当該他の金融機関等又は労働金庫。以下この条において同じ。）のコア業務純益ROAの上昇（当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成である場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等のうちコア業務純益ROAが最も高いもののコア業務純益ROAの水準からの上昇に限る。）の程度が当該変更後の経営強化計画を提出した金融機関等と同一の業態に属する金融機関等（当該金融機関等が労働金庫である場合にあっては、労働金庫及び労働金庫連合会）のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度と同等である

か又はこれを上回り、かつ、不良債権比率が低下すること。

二 変更後の経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等以外のものであって、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをした場合 不良債権比率が低下すること（変更後の経営強化計画を提出した金融機関等のコア業務純益ROAの水準が当該変更後の経営強化計画を提出した金融機関等と同一の業態に属する金融機関等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもののコア業務純益ROAの水準（以下この号において「基準値」という。）を下回っている場合にあつては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること。）。

イ コア業務純益ROAの上昇の程度が当該変更後の経営強化計画を提出した金融機関等と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

ロ コア業務純益ROAの上昇により、当該金融機関等のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

三 変更後の経営強化計画を提出した金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が  
法第十五条第一項又は第二項の申込みをしなかった場合 不良債権比率が低下すること。

(令第十八条第二号イの主務省令で定める基準)

第五十条 令第十八条第二号イに規定する主務省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 その事務所の最多数が所在する都道府県及びこれに次ぐ都道府県における事務所の数の事務所の総数に占める割合が九十パーセントを超えていること。

二 変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でないときは、その預金又は貸出金の額の主として業務を行っている地域における金融機関等(特定金融機関等を除く。)の預金又は貸出金の総額に占める割合が相当と認める率を下回らないものであること。

(法第十九条第三項第四号ホの主務省令で定めるもの)

第五十一条 法第十九条第三項第四号ホに規定する主務省令で定めるものは、基本的特定組織再編成とする。

(法第十九条第五項等において準用する法第六条の規定による変更後の経営強化計画の公表)

第五十二条 金融庁長官は、法第十九条第一項の規定による承認をしたとき又は同条第五項において準用する法第十七条第六項若しくは第七項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、法第十九条第五項（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該承認又は提出の日付、当該承認又は提出に係る経営強化計画（変更後の経営強化計画を含む。以下この条において同じ。）を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）の商号又は名称、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第四十八条第二項第一号に掲げる書類（法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては第三十二条第一号に掲げる書類を含む、法第十六条第一項第五号ホ又はへに掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては第三十二条第一号及び第四十八条第二項第五号ロに掲げる書類を含む、法第十九条第五項において準用する法第十七条第六項又は第七項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合にあつては第四十五条第一号に掲げる事項とする。）を公表するものとする。

（法第二十条第一項等の規定による経営強化計画の履行状況の報告）

第五十二条 法第二十条第一項（法第二十三条第五項）（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む

。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による経営強化計画又は経営計画の履行状況の報告は、報告基準日における当該経営強化計画又は経営計画に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画又は当該経営計画に記載した各種の指標の動向（協同組織中央金融機関又は協同組織金融機関にあつては、法第十六条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の毎年九月末における動向を除く。）について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。

2 金融庁長官は、法第二十条第一項の規定により経営強化計画又は経営計画の履行状況について報告を受けたときは、同条第二項（法第二十三条第五項）（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む

。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った金融機関等の商号又は名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第五十四条 法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項）（法第二十四条第十二項において準用する場合

を含む。)並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画(法第十六条第一項、第十七条第七項)法第十九条第五項において準用する場合を含む。)、第二十三条第三項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。)(若しくは第二十四条第九項の規定により提出したもの、法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二条第一項(法第二十三条第五項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。)(若しくは第二十四条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による承認を受けたものをいう。)(の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあっては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。)(を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該金融機関等が当該期間内に法第二十三条第三項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。)(若しくは第二十四条第九項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるものであるとき又は同条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による認可を受けようとするものであ

るときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一 第三十二条第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる書類

二 役員の履歴書その他の法第十六条第一項第四号、第五号イ及び二並びに次項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 その他法第二十二條第一項の規定による承認に係る審査のため参考となるべき書類

2 法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第十二條第三号イ及びロに掲げる事項

二 協定銀行が現に保有する取得株式等（法第二十条第一項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）及び取得貸付債権（同項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）

のうち経営強化計画を提出する金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。）を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（法第二十二條第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準）

第五十五条 法第二十二條第二項第一号（法第二十三條第五項（法第二十四條第十二項において準用する場合

合を含む。)並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下すること(経営強化計画を提出した金融機関等のコア業務純益ROAの水準が当該金融機関等と同一の業態に属する金融機関等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもののコア業務純益ROAの水準(以下この条において「基準値」という。)を下回っている場合)にあっては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること(とする)とする。

一 コア業務純益ROAの上昇の程度が当該経営強化計画を提出した金融機関等と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

二 コア業務純益ROAの上昇により、当該経営強化計画を提出した金融機関等のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

(法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出)

第五十六條 法第二十二條第三項前段(法第二十三條第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))の規定により経営計

画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第二項若しくは第三項、第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を法第十九条第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条第三項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）、若しくは第二十四条第九項の規定により提出したもの、法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二条第一項若しくは第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）、の規定による承認を受けたものをいう。）、又は経営計画（法第二十二条第三項（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）、並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、次条において同じ。）、第二十三条第四項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）、又は同条第十項の規定により提出したものをいう。）、の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該金融機関等が当該期間内に法第二十三条第四項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）、若しくは第二十四条第十項の規定により経営計画を提出することが見込まれるものであるとき又は同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）、

（ ）の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一 第三十二条第一号に掲げる書類

二 役員の履歴書（当該経営計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）

2 法第二十二條第三項第四号（法第二十三條第五項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 第五條第一号から第四号までに掲げる事項

二 当該経営計画を実施する子会社（法第二條第四項に規定する子会社をいう。）の議決権の保有、当該子会社の経営管理を担当する役員の配置その他の当該経営計画を連名で提出する銀行持株会社等における責任ある経営管理体制の確立に関する事項

3 法第二十二條第三項第五号（法第二十三條第五項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む

。並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 利益（経営計画を連名で提出する銀行持株会社等の利益を含む。）の処分の方針

二 財務内容（経営計画を連名で提出する銀行持株会社等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営計画を連名で提出する銀行持株会社等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三 協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する金融機関等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（法第二十二条第四項等において準用する法第六条の規定による経営強化計画等の公表）

第五十七条 金融庁長官は、法第二十二条第一項の規定により経営強化計画の承認をしたとき又は同条第三項の規定により経営計画の提出を受けたときは、同条第四項（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該承認又は提出の日付、当該経営強化計画又は経営計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）の商

号又は名称、当該経営強化計画又は経営計画の内容及び当該経営強化計画又は経営計画に添付された第三十二条第一号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第二十三条第一項等の規定による株式交換等の認可）

第五十八条 法第二十三条第一項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による株式交換等（法第二十三条第一項に規定する株式交換等をいう。以下同じ。）の認可を受けようとする発行組織再編成金融機関等（法第二十三条第一項に規定する発行組織再編成金融機関等をいい、法第二十四条第三項の規定による承認を受けた承継組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等（同条第七項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。）を含む。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株式交換等に関する株主総会の議事録

三 株式交換契約書（株式移転にあつては、商法第三百六十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類

）

四 最終の貸借対照表等及び利益処分計算書等、直前の決算期における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

五 法第二十三条第二項第一号（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に掲げる要件に該当することを証する書面

六 株式交換等において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該発行組織再編成金融機関等の総株主の議決権に占める割合及び株式交換等の後において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が法第二十三条第二項第一号に規定する会社の総株主の議決権に占める割合を記載した書面

七 法第二十三条第一項の規定による認可を受けた場合における次条第一項第三号又は第六十条第一項第三号に規定する事項の概要を記載した書面その他の法第二十三条第二項第三号（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書面

八 その他法第二十三条第一項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

(法第二十三条第三項等の規定による経営強化計画の提出)

第五十九条 法第二十三条第三項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。第六十四条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、法第二十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等の日から一週間以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する同条第三項第一号(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条及び第六十一条において同じ。)に規定する会社と連名のものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 経営強化計画を連名で提出する法第二十三条第三項第一号に規定する会社に係る第三十二条第一号に掲げる書類(当該会社が株式移転により新たに設立された会社である場合にあつては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類)

二 経営強化計画を連名で提出する法第二十三条第三項第一号に規定する会社の役員の履歴書

三 前号に規定する会社に係る次に掲げる事項を記載した書面

イ 法第二十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行が割当てを受けた取得株

式等である株式（当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされる場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該株式の処分のための対応を図る時期の見通し及びその実現に向けた計画

2 法第二十三条第三項第一号に規定する主務省令で定めるものは、第五条各号に掲げる事項とする。

3 法第二十三条第三項第二号（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める基準は、当該経営強化計画を実施する対象組織再編成子会社等の経営管理を担当する役員が役員を退任することとする。

4 法第二十三条第三項第三号（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第一項第二号に規定する会社の利益の処分の方針

二 第一項第二号に規定する会社の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三 法第二十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等である株式の額及びその内容

(法第二十三条第四項等の規定による経営計画の提出)

第六十条 法第二十三条第四項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定により経営計画を提出する金融機関等は、法第二十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等の日から二週間以内に、経営計画に次に掲げる書類(当該経営計画を連名で提出する同条第四項に規定する会社と連名のものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 経営計画を連名で提出する法第二十三条第四項に規定する会社に係る第三十二条第一号に掲げる書類(当該会社が株式移転により新たに設立された会社である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類)

二 経営計画を連名で提出する法第二十三条第四項に規定する会社の役員の履歴書

三 前号に規定する会社に係る次に掲げる事項を記載した書面

イ 法第二十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行が割当てを受けた取得株

式等である株式（当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされる場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該株式の処分のための対応を図る時期の見通し及びその実現に向けた計画

2 法第二十三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第五十六条第三項各号に掲げる事項とする。

3 法第二十三条第四項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第一項第二号に規定する会社の利益の処分の方針
- 二 第一項第二号に規定する会社の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
- 三 法第二十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等である株式の額及びその内容

（法第二十三条第五項等において準用する法第六条の規定による経営強化計画等の公表）

第六十一条 金融庁長官は、法第二十三条第三項の規定により経営強化計画の提出を受けたとき又は同条第

四項の規定により経営計画の提出を受けたときは、同条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該提出の日付、当該経営強化計画又は経営計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）の商号、当該経営強化計画又は経営計画の内容及び当該経営強化計画又は経営計画に添付された第五十九条第一項第一号又は前条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第二十四条第一項等の規定による合併等の認可）

第六十二条 法第二十四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による合併等の認可を受けようとする対象組織再編成金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。）又は対象組織再編成子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 合併 合併契約書及び銀行法施行規則第二十二條第二号若しくは第三十四條の二十九第一項第二号

、長期信用銀行法施行規則第二十一条第二号若しくは第二十五条の十第一項第二号、信用金庫法施行規則第十一条第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則第七条第一項第六号に掲げる書類

ロ 会社の分割又は会社の分割による営業の承継 分割計画書又は分割契約書及び銀行法施行規則第二十二條の二第二号若しくは第三十四條の三十第一項第二号又は長期信用銀行法施行規則第二十一条の二第二号若しくは第二十五条の十の二第一項第二号に掲げる書類

ハ 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約書及び銀行法施行規則第二十三條第二号若しくは第三十四條の三十一第一項第二号、長期信用銀行法施行規則第二十二條第二号若しくは第二十五条の十一第一項第二号、信用金庫法施行規則第十二條第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則第五條の二の二第二号に掲げる書類

三 最終の貸借対照表等及び利益処分計算書等、直前の決算期における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

四 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法又は金融機関の合併及び転換に関する法律の規定による認可を必要とする合併等であるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書

類

五 法第二十四条第二項第一号（同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書面

六 合併等に伴う経営強化計画の変更が見込まれる場合における当該変更の概要を記載した書面、合併等に係る承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社がある場合における当該承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社が法第二十四条第三項又は第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により提出することが見込まれる経営強化計画又は経営計画の概要を記載した書面その他の同条第二項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書面

七 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等（当該対象組織再編成金融機関等又は法第二十四条第六項に規定する経営強化計画若しくは経営計画を当該対象組織再編成子会社等と連名で提出した銀行持株会社等を発行者とするものに限る。）及び合併等の後において協定銀行が保有する取得貸付債権（当該対象組織再編成金融機関等を債務者とするものに限る。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処

分をするよう要請することその他の協定銀行による当該取得株式等及び取得貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき利益をもつてする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

(合併等に係る承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社がある場合にあつては、同条第一項の規定による認可を受けた場合における次条第一項第三号又は第六十五条第一項第三号に規定する事項(当該承継組織再編成金融機関等が労働金庫である場合にあつては、労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第四十八条第一項第三号に規定する事項)の概要)を記載した書面その他の法第二十四条第二項第四号(同条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる要件に該当することを証する書面

八 その他法第二十四条第一項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

(法第二十四条第三項等の規定による経営強化計画の提出)

第六十三条 法第二十四条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第六十九条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する承継組織再編成金融機関等(法第二条第一項第五号

及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。以下この章において同じ。）又は承継組織再編成子会社は、法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類（承継組織再編成子会社にあつては、当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 第三十二条第一号に掲げる書類（当該承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社が合併等により新たに設立された金融機関等である場合にあつては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることができる書類）

二 役員の履歴書、当該承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社において部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社が合併等により新たに設立される金融機関等である場合にあつては、当該承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社において部門別の損益管理がされることを証する書面）その他の法第十六条第一項第四号、第五号イ及び次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に同条第一項第五号二に掲げる方策が記載されている場合にあつては、当該方策を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 当該承継組織再編成金融機関等又は当該経営強化計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出する銀行持株会社等に係る次に掲げる事項

イ 法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等（当該承継組織再編成金融機関等又は当該経営強化計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出する銀行持株会社等を発行者とするものに限る。）及び当該認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得貸付債権（当該承継組織再編成金融機関等を債務者とするものに限る。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該取得株式等及び取得貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し並びにその実現に向けた計画

ロ イに規定する取得株式等及びイに規定する取得貸付債権に係る借入金につき利益をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

四 その他法第二十四条第三項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

2 法第二十四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項

二 法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち当該承継組織再編成金融機関等又は経営強化計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出する銀行持株会社等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第二十四条第四項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第六十四条 法第二十四条第四項第一号(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下すること(経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社のコア業務純益ROAの水準が当該承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社と同一の業態に属する金融機関等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもの、コア業務純益ROAの水準(以下この条において「基準値」という。)を下回っている場合にあつては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること)とする。

一 コア業務純益ROAの上昇の程度が当該承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいもの、当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

二 コア業務純益ROAの上昇により、当該承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

(法第二十四条第五項等の規定による経営計画の提出)

第六十五条 法第二十四条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第六十九条において同じ。)の規定により経営計画を提出する承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社は、同条第一項の規定による認可を受けて合併等が行われた日から一月以内に、当該経営計画に次に掲げる書類(承継組織再編成子会社にあつては、当該経営計画を連名で提出する銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 第三十二条第一号に掲げる書類(当該承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社が合併等により新たに設立された金融機関等である場合にあつては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類)

二 役員(経営計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出する銀行持株会社等の役員を含む。)の履

歴書

三 当該承継組織再編成金融機関等又は当該経営計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出する銀行持株会社等に係る次に掲げる事項

イ 法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等において協定銀行が保有する取得株式等（当該承継組織再編成金融機関等又は当該経営計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出する銀行持株会社等を発行者とするものに限る。）及び当該認可を受けた合併等において協定銀行が保有する取得貸付債権（当該承継組織再編成金融機関等を債務者とするものに限る。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該取得株式等及び取得貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し並びにその実現に向けた計画

ロ イに規定する取得株式等及びイに規定する取得貸付債権に係る借入金につき利益をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

2 法第二十四条第五項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第五十六条第三項第一号及び第二号に掲げる事項

二 法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及

び取得貸付債権のうち当該承継組織再編成金融機関等又は経営計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出する銀行持株会社等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第二十四条第七項の規定による合併等の認可)

第六十六条 法第二十四条第七項の規定による合併等の認可を受けようとする同項に規定する発行組織再編成金融機関等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 第六十二条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類

二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 合併 合併契約書及び銀行法施行規則第三十四条の二十九第一項第二号又は長期信用銀行法施行規則第二十五条の十第一項第二号に掲げる書類

ロ 会社の分割又は会社の分割による営業の承継 分割計画書又は分割契約書及び銀行法施行規則第三十四条の三十第一項第二号又は長期信用銀行法施行規則第二十五条の十の二第一項第二号に掲げる書類

ハ 営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約書及び銀行法施行規則第二十四

条の三十一第一項第二号又は長期信用銀行法施行規則第二十五条の十一第一項第二号に掲げる書類

三 法第二十四条第八項第一号に掲げる要件に該当することを証する書類

四 合併等に伴う経営強化計画の変更が見込まれる場合における当該変更の概要を記載した書面、合併等に係る法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等がある場合における当該他の銀行持株会社等に係る同条第九項各号に掲げる事項又は同条第十項の規定により経営計画に記載すべき事項のうち当該他の銀行持株会社等に関するものの概要を記載した書面その他の同条第八項第二号に掲げる要件に該当することを証する書面

五 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等（当該発行組織再編成金融機関等を発行者とするものに限る。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該取得株式等の処分のための対応を図る時期の見通し及びその実現に向けた計画並びに当該取得株式等につき利益をもってする消却に対応することができる財源を確保するための方策（合併等に係る法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等がある場合にあつては、同条第七項の規定による認可を受けた場合における次条第一項第三号又は第六十八条第一項第三号に規定する事項の概要）を

記載した書面その他の法第二十四条第八項第三号に掲げる要件に該当することを証する書面

六 その他法第二十四条第七項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

(法第二十四条第九項の規定による経営強化計画の提出)

第六十七条 法第二十四条第九項の規定により経営強化計画を提出する対象組織再編成子会社等は、同条第

七項の規定による認可を受けた合併等の日から二週間以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する同条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 経営強化計画を連名で提出する法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等に係る第三十二条第一号に掲げる書類(当該他の銀行持株会社等が合併等により新たに設立された銀行持株会社等である場合にあつては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類)
- 二 経営強化計画を連名で提出する法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等の役員の履

歴書

三 前号に規定する他の銀行持株会社等に係る次に掲げる事項を記載した書面

イ 法第二十四条第七項の規定による認可を受けた合併等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等である株式（当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされる場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該株式の処分のための対応を図る時期の見通し及びその実現に向けた計画

ロ イに規定する株式につき利益をもってする消却に対応することができる財源を確保するための方策

2 法第二十四条第九項第一号に規定する主務省令で定めるものは、第五条各号に掲げる事項とする。

3 法第二十四条第九項第二号に規定する主務省令で定める基準は、当該経営強化計画を実施する対象組織再編成子会社等の経営管理を担当する役員が役員を退任することとする。

4 法第二十四条第九項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第一項第二号に規定する他の銀行持株会社等の利益の処分の方針

二 第一項第二号に規定する他の銀行持株会社等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確

保のための方策

三 法第二十四条第七項の規定による認可を受けた合併等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等である株式の額及びその内容

(法第二十四条第十項の規定による経営計画の提出等)

第六十八条 法第二十四条第十項の規定により経営計画を提出する対象組織再編成子会社等は、同条第七項の規定による認可を受けた合併等の日から二週間以内に、当該経営計画に次に掲げる書類(当該経営計画を連名で提出する同条第十項に規定する他の銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 経営計画を連名で提出する法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等に係る第三十二条第一号に掲げる書類(当該他の銀行持株会社等が合併等により新たに設立された銀行持株会社等である場合にあつては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類)

二 経営計画を連名で提出する法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等の役員の履歴書

三 前号に規定する他の銀行持株会社等に係る次に掲げる事項を記載した書面

イ 法第二十四条第七項の規定による認可を受けた合併等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等である株式（当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされる場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該株式の処分のための対応を図る時期の見通し及びその実現に向けた計画

ロ イに規定する株式につき利益をもつてする消却に対応することができる財源を確保するための方策

2 法第二十四条第十項に規定する主務省令で定めるものは、第五十六条第二項各号に掲げる事項とする。

3 法第二十四条第十項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第一項第二号に規定する他の銀行持株会社等の利益の処分の方針

二 第一項第二号に規定する他の銀行持株会社等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三 法第二十四条第七項の規定による認可を受けた合併等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等である株式の額及びその内容

(法第二十四条第十一項において準用する法第六条の規定による経営強化計画等の公表)

第六十九条 金融庁長官は、法第二十四条第三項の規定により経営強化計画の承認をしたとき又は同条第五項の規定により経営計画の提出を受けたときは、同条第十一項において準用する法第六条の規定により、当該承認又は提出の日付、当該経営強化計画又は経営計画を提出した承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社(当該経営強化計画又は経営計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。)の商号又は名称、当該経営強化計画又は経営計画の内容及び当該経営強化計画又は経営計画に添付された第六十三条第一項第一号又は第六十五条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

(法第二十四条第十二項において準用する法第六条の規定による経営強化計画等の公表)

第七十条 金融庁長官は、法第二十四条第九項又は第十項の規定により経営強化計画又は経営計画の提出を受けたときは、同条第十二項において準用する法第六条の規定により、当該提出の日付、当該経営強化計画又は経営計画を提出した対象組織再編成子会社等(当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)の商号、当該経営強化計画又は経営計画の内容及び当該経営強化計画又は経営計

画に添付された第六十七条第一項第一号又は第六十八条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

#### 第四章 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置

(法第二十七条第一項の規定による経営強化計画の提出)

第七十一条 法第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関(法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等)に限る。以下この章において同じ。(法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものに限り)は、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた理由を記載した書面
- 二 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書(以下「剰余金処分計算書等」という。)、直前の決算期における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

三 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた時点における前号に掲げる書類

四 役員履歴書

五 その他法第二十八条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

2 法第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関（法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関に限る。）は、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 前項第二号に掲げる書類

二 経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

三 経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る対象協

同組織金融機関（法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下

この章において同じ。）であるときは、次に掲げる書類

イ 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた理由を記載した書面

ロ 前項第三号に掲げる書類（当該協同組織金融機関が法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合にあつては、自己資本比率その他の設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

ハ 前項第四号に掲げる書類

四 その他法第二十八条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

3 法第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関（法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。）は、別紙様式第三号に準じて作成した経営強化計画に前項各号に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

（法第二十七条第二項の規定による経営強化指導計画の提出）

第七十二条 法第二十七条第二項の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関（法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下この章において同じ。）は、当該経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第二十六条の申込みの理由書

二 次に掲げる経営強化指導計画に係る対象協同組織金融機関の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの 法第五条第一項第二号及び第四号並びに法第二十八条第一項第一号ロに掲げる要件に該当することを証する書面

ロ 法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関 法第二十八条第一項第二号ロ、八及び二 に掲げる要件に該当することを証する書面

ハ 法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規

定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したもの 法第二十八条第一項第三号口、八及びホに掲げる要件に該当することを証する書面

三 役員履歴書その他の法第二十七条第二項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 法第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りの額の算定根拠を記載した書面

五 法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策を記載した書面その他の同項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

六 その他法第二十八条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

(法第二十八条第一項第二号イの経営の改善の目標に関する基準)

第七十三条 法第二十八条第一項第二号イに規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区

分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出した対象協同組織金融機関である場合又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合 経営強化計画を提出した協同組織金融機関のコア業務純益ROAの上昇（当該協同組織金融機関に係る法第二十五条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成である場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関のうちコア業務純益ROAが最も高いもののコア業務純益ROAの水準からの上昇に限る。）の程度が当該経営強化計画を提出した協同組織金融機関と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいもの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回り、かつ、不良債権比率が低下すること。

二 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優

先出資等について法第二十五条第一項の規定により同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出した協同組織金融機関（対象協同組織金融機関でないものに限る。）である場合、不良債権比率が低下すること。

（法第二十八条第一項第三号イの経営の改善の目標に関する基準）

第七十四条 法第二十八条第一項第三号イに規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下すること（経営強化計画を提出した協同組織金融機関のコア業務純益ROAの水準が当該協同組織金融機関と同一の業態に属する金融機関等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもの、コア業務純益ROAの水準（以下この条において「基準値」という。）を下回っている場合にあつては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること）とする。

一 コア業務純益ROAの上昇の程度が当該協同組織金融機関と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

二 コア業務純益ROAの上昇により、当該協同組織金融機関のコア業務純益ROAの水準が基準値に達

し、又はこれを超えること。

(法第二十九条の規定による経営強化計画の公表)

第七十五条 金融庁長官は、内閣総理大臣が法第二十八条第一項の規定による決定をしたときは、法第二十九条の規定により、当該決定の日付、当該決定に係る経営強化計画及び経営強化指導計画を提出した協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関の名称、当該経営強化計画及び経営強化指導計画の内容並びに当該経営強化計画に添付された第七十一条第一項第二号に掲げる書類及び当該経営強化指導計画に添付された第七十二条第一号に掲げる書類を公表するものとする。

(法第三十条第一項の規定による経営強化計画の変更)

第七十六条 法第三十条第一項に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 提出者である協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関の名称、主たる事務所の住所又は代表者の役職若しくは氏名の変更

二 記載されている指標の数値の見込みから実績への変更及びこれに伴う変更(法第四条第一項第二号又は第十六条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の数値の変更にあっては、当該目標自体の変更を伴う

もの及び当該数値の三十パーセント以上の変更を伴うものを除く。）

三 その他趣旨の変更を伴わない変更

2 法第三十条第一項の規定により変更後の経営強化計画を提出する協同組織金融機関は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 経営強化計画の変更の理由書

二 法第四条第一項第二号又は第十六条第一項第二号に掲げる目標に係る経営強化計画の変更であるときは、提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三 法第四条第一項第三号若しくは第十六条第一項第四号、第四条第一項第四号若しくは第十六条第一項第五号イ、第四条第一項第七号若しくは第十六条第一項第五号ニ又は令第二十六条各号、第二十七条各号若しくは第二十八条各号に掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、役員履歴書

その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 その他法第三十条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

(法第三十条第二項第一号の経営の改善の目標に関する基準)

第七十七条 法第三十条第二項第一号に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下することとする。

(法第三十条第三項の規定による経営強化指導計画の変更)

第七十八条 法第三十条第三項の規定により変更後の経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、当該変更後の経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。  
この場合において、変更後の経営強化指導計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 経営強化指導計画の変更の理由書

二 法第二十七条第二項第一号に掲げる事項の変更に係る経営強化指導計画の変更であるときは、変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 その他法三十条第三項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

(法第三十条第五項において準用する法第二十九条の規定による経営強化計画等の公表)

第七十九条 金融庁長官は、法第三十条第一項又は第三項の規定による承認をしたときは、同条第五項において準用する法第二十九条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関の名称、当該変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画の内容及び当該変更後の経営強化計画に添付された第七十六条第二項第一号に掲げる書類(法第四条第一項第二号又は法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては、第七十六条第二項第二号に掲げる書類を含む。)又は当該変更後の経営強化指導計画に添付された前条第一号に掲げる書類を公表するものとする。

(法第三十一条第一項等の規定による経営強化計画等の履行状況の報告)

第八十条 法第三十一条第一項(法第三十三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む)。

次項において同じ。)の規定による経営強化計画若しくは経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営指導計画の履行状況の報告は、報告基準日における当該経営強化計画又は経営強化指導計

画若しくは経営指導計画に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画若しくは経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営指導計画に記載した各種の指標の動向（法第四条第一項第二号又は第十六条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の毎年九月末における動向を除く。）について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。この場合において、当該報告を行う協同組織金融機関は、当該経営強化計画又は経営計画に係る経営指導を行っている協同組織中央金融機関を通じ報告することができる。

2 金融庁長官は、法第三十一条第一項の規定により経営強化計画若しくは経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営指導計画の履行状況について報告を受けたときは、同条第二項（法第三十三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関の名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

（法第三十三条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第八十一条 法第三十三条第一項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画（法

第二十七条第一項若しくは第三十三条第一項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該協同組織金融機関が当該期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一 第七十一条第一項第二号に掲げる書類

二 役員の履歴書その他の法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに次項に定める事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

2 法第三十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第二十七条第三号イ及びロに掲げる事項

二 協同組織中央金融機関が現に保有する取得優先出資等のうち経営強化計画を提出する協同組織金融機関を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第三十二条第二項等の規定による経営強化指導計画の提出)

第八十二条 法第三十三条第二項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内（同項ただし書に該当する場合にあつては、当該実施期間が終了する一月前まで）に、当該経営強化指導計画に役員の履歴書その他の法第三十三条第二項に規定する経営指導の内容の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第三十三条第二項に規定する主務省令で定める事項は、協定銀行が現に保有する法第二十六条の申込みに係る信託受益権等及び当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権、優先出資（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下同じ。）又は特定社債（資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下同じ。）であつて経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するものの額及びその内容とする。

（法第三十三条第三項等の規定による経営計画の提出）

第八十三条 法第三十三条第三項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により経営計画を提出する協同組織中央金融機関は、その実施している経営強化計画（法第二

十七条第一項若しくは第三十四条第三項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。）又は経営計画（法第三十三条第三項又は第三十四条第五項の規定により提出したものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第四号に準じて作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該協同組織金融機関が当該期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一 第七十一条第一項第二号に掲げる書類

二 役員の履歴書

2 法第三十二条第三項第四号（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、第五条第一号から第四号までに掲げる事項とする。

3 法第三十二条第三項第五号（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第二十八条第三号及び第四号に掲げる事項

二 協同組織中央金融機関が現に保有する取得優先出資等のうち経営強化計画を提出する協同組織金融機関を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第三十二条第四項等の規定による経営指導計画の提出)

第八十四条 法第三十三条第四項(法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定により経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内(同項ただし書に該当する場合にあつては、当該実施期間が終了する一月前まで)に、当該経営指導計画に役員の履歴書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第三十二条第四項に規定する主務省令で定める事項は、協定銀行が現に保有する法第二十六条の申込みに係る信託受益権等及び当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権、優先出資又は特定社債であつて経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するものの額及びその内容とする。

(法第三十二条第五項等において準用する法第二十九条の規定による経営強化計画等の公表)

第八十五条 金融庁長官は、法第三十二条第一項及び第二項(これらの規定を法第三十四条第七項において

準用する場合を含む。)の規定により経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を受けたとき又は法第三十三條第三項及び第四項(これらの規定を法第三十四條第七項において準用する場合を含む。)の規定により経営計画及び経営指導計画の提出を受けたときは、法第三十三條第五項(法第三十四條第七項において準用する場合を含む。)において準用する法第二十九條の規定により、当該提出の日付、当該経営強化計画及び経営強化指導計画又は経営計画及び経営指導計画を提出した協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関の名称、当該経営強化計画及び経営強化指導計画又は経営計画及び経営指導計画の内容並びに当該経営強化計画又は経営計画に添付された第七十一條第一項第二号に掲げる書類を公表するものとする。

(法第三十四條第一項の規定による合併等の認可)

第八十六條 法第三十四條第一項の規定による合併等の認可を受けようとする対象協同組織金融機関等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 合併 合併契約書及び信用金庫法施行規則第十一條第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規

則第七条第一項第六号に掲げる書類

- ロ 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約書及び信用金庫法施行規則第十二条第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則第五条の二の三第二号に掲げる書類
- 三 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、直前の決算期における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類
- 四 信用金庫法、中小企業等協同組合法又は金融機関の合併及び転換に関する法律の規定による認可を必要とする合併等であるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書類
- 五 法第三十四条第二項第一号に掲げる要件に該当することを証する書面
- 六 合併等に伴う経営強化計画の変更が見込まれる場合における当該変更の概要を記載した書面、合併等に係る承継協同組織金融機関（法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下この章において同じ。）がある場合における当該承継協同組織金融機関が法第三十四条第三項又は第五項の規定により提出することが見込まれる経営強化計画又は経営計画の概要を記載した書面その他の同条第二項第二号に掲げる要件に該当することを証する書面

七 合併等の後において協定銀行が保有する信託受益権等につき、協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策の概要を記載した書面その他の法第三十四条第二項第四号に掲げる要件に該当することを証する書類

八 その他法第三十四条第一項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

(法第三十四条第三項の規定による経営強化計画等の提出)

第八十七条 法第三十四条第三項の規定により経営強化計画を提出する承継協同組織金融機関は、同条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 第七十一条第一項第二号に掲げる書類(当該承継協同組織金融機関が合併等により新たに設立された金融機関等である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることができる書類)

二 役員 of 履歴書

2 法第三十四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第二十七条第三号イ及びロに掲げる事項

二 協同組織中央金融機関が現に保有する取得優先出資等のうち経営強化計画を提出する協同組織金融機関を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第三十四条第四項の規定による経営強化指導計画の提出)

第八十八条 法第三十四条第四項の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する日から一月以内に、経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 役員 of 履歴書

二 法第三十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する信託受益権等につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却

又は償還に対応することができる財源を確保するための方策を記載した書面

- 2 法第三十四条第四項に規定する主務省令で定める事項は、前項第二号に規定する信託受益権等及び当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権、優先出資又は特定社債であつて経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するものの額及びその内容とする。

(法第三十四条第五項の規定による経営計画の提出)

- 第八十九条 法第三十四条第五項の規定により経営計画を提出する承継協同組織金融機関は、同条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 第七十一条第一項第二号に掲げる書類(当該承継協同組織金融機関が合併等により新たに設立された金融機関等である場合にあつては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることができる書類)

## 二 役員履歴書

- 2 法第三十四条第五項に規定する主務省令で定める事項は、第八十二条第三項各号に掲げる事項とする。

(法第三十四条第六項の規定による経営指導計画の提出)

第九十条 法第三十四条第六項の規定により経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する日から一月以内に、当該経営指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 役員の履歴書

二 法第三十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する信託受益権等につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策を記載した書面

2 法第三十四条第六項に規定する主務省令で定める事項は、前項第二号に規定する信託受益権等及び当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権、優先出資又は特定社債であつて経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するものの額及びその内容とする。

(法第三十四条第七項において準用する法第二十九条の規定による経営強化計画等の公表)

第九十一条 金融庁長官は、法第三十四条第三項から第六項までの規定により経営強化計画、経営強化指導計画、経営計画又は経営指導計画の提出を受けたときは、同条第七項において準用する法第二十九条の規定により、当該提出の日付、当該経営強化計画、経営強化指導計画、経営計画又は経営指導計画を提出した協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関の名称、当該経営強化計画、経営強化指導計画、経営計画又は経営指導計画の内容及び当該経営強化計画又は経営計画に添付された第八十七条第一項第一号又は第八十九条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

## 第五章 雑則

### (經由官庁)

第九十二条 金融機関等(特定金融機関等及び特定金融機関等以外の金融機関等のうち特定金融機関等と法の規定により経営強化計画又は経営計画を連名で提出するものを除く。)は、法又はこの府令の規定により金融庁長官に書類を提出するとき(金融庁長官を經由して内閣総理大臣に提出するときを除く。)は、当該金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。))内にある場合にあっては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務

事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあっては当該財務事務所長又は出張所長とする。次条において同じ。）を経由して提出しなければならない。

（予備審査）

第九十三条 金融機関等は、法の規定による決定、承認又は認可の申請をしようとするときは、当該決定、承認又は認可の申請をする際に金融庁長官等（金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長をいう。以下この条において同じ。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

附 則

この府令は、法の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

経営強化計画

年 月 日提出

（提出者）本店又は主たる  
事務所の所在地  
商号又は名称  
代 表 者 役 職 ・ 氏 名 印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

- 第1 経営強化計画の実施期間
- 第2 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標
- 第3 経営の改善の目標を達成するための方策
- 第4 責任ある経営体制の確立に関する事項
- 第5 経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項
- 第6 法第5条第1項の規定による決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項（経営強化計画を提出する金融機関等（第3条第1項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）が基準適合金融機関等でない場合に限る。）
- 第7 信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策
- 第8 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項
- 第9 利益又は剰余金の処分の方針
- 第10 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（記載上の注意）

1．一般的事項

経営強化計画を提出する金融機関等の区分に応じ法（これに基づく命令を含む。）の定めにより記載事項とされていない事項（経営強化計画を提出する金融機関等が基準適合金融機関等である場合における第6に掲げる事項）については、当該事項の記載を省略し、他の事項を繰り上げて記載することができる。

以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実を努めること。

2．提出者

提出者の欄においては、経営強化計画を提出する金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該銀行持株会社等の本店の所在地、商号並びに代表者の役職及び氏名を記載するとともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名すること。

### 3. 経営強化計画の実施期間

経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する営業年度又は事業年度の開始の日（経営強化計画を提出する金融機関等が銀行等であり、かつ、当該提出の日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては、10月1日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から3年以内の営業年度又は事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

### 4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

経営の強化に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標を記載すること。

コア業務純益ROA（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。）を含む収益性を示す一つ以上の指標

業務粗利益経費率（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。）を含む業務の効率を示す一つ以上の指標

不良債権比率（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する不良債権比率をいう。）を含む不良債権の処理の状況を示す一つ以上の指標

経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標については、及び に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期からの指標の改善の程度（（別表1）において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。）を、 に掲げる指標にあっては経営強化計画の終期における値（（別表1）において見込まれる経営強化計画の終期における値と同一のもの又はこれを超えた当該指標の改善を示す値に限る。）又は経営強化計画の始期からの当該指標の改善の程度（（別表1）において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。）を記載すること。

### 5. 経営の改善の目標を達成するための方策

経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、4. 及び に掲げる目標については業務の合理化又は業務の提供方法の改善、業務のための必要度が低い資産の処分又は収益性の低い資産の処分、収益性の高い分野への特化又は参入等の方策等を、4. に掲げる目標については償却及び引当ての方針、与信リスク管理の方策等を記載すること。また、不良債権処理に向けた取組みへの多面的な評価が可能となるよう、いわゆるオフバランス化につながる措置など前向きな取組みを行うときは、その内容を具体的に記載すること。

の場合において、（別表1）に記載されているもののほか、部門別の損益の動向、子会社及び関連会社の損益の動向その他の根拠となっているデータ及び管理会計の確立とその活用を含む当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

## 6. 責任ある経営体制の確立に関する事項

「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

社外取締役又は員外監事（第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がない場合において社外取締役又は員外監事を新たに選任すること。

社外取締役、社外監査役又は員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。

委員会等設置会社（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに委員会等設置会社になること。「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

内部監査体制を強化すること。

「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。

協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。

「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

四半期毎の情報開示を充実すること。

部門別の損益に関する情報開示を充実すること。

主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても からの「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれを実施時期とともに記載するとともに、「銀行持株会社等における責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として以下の事項を記載すること。

経営強化計画を実施する子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の議決権の適切な保有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨

経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項

## 7. 経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項

経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合において代表権のある役員が役員を退任することをその実施時期とともに明確に記載することを含め、当該場合において経営責任の明確化のために講ずる措置を記載すること。

経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等の経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役員が役員を退任することをその実施時期とともに明確に記載することを含め、経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合における当該銀行持株会社等の経営管理責任の明確化のために講ずる措置を記載すること。

8. 法第5条第1項の規定による決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項

経営強化計画を提出する金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、法第5条第1項の規定による決定を受けた場合において代表権のある役員が役員を退任し、かつ、配当の額を抑制することをその実施時期とともに明確に記載することを含め、当該場合において経営責任及び株主責任の明確化のために講ずる措置を記載すること。この場合において、当該経営責任の明確化のための措置を講ずるまでは法第5条第1項の規定による決定に基づく株式等の引受け等を求めない旨を明らかにすること。

9. 信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

「信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小企業又は地元事業者に対する信用供与（銀行法第13条第1項に規定する信用の供与等をいう。）の残高の総資産に占める割合（信用金庫又は信用協同組合にあっては、信用供与の残高の総資産に占める割合）及び経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

「信用供与の円滑化のための方策」については「信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業をはじめとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」を、「その他主として業務を行っている地域の経済の活性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」及び「早期の事業再生に資する方策」をそれぞれ記載すること。

「信用供与の実施体制の整備のための方策」については、信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業をはじめとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策」及び「早期の事業再生に資する方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的な記載に努め、に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

10. 協定銀行による株式等の引受け等

経営強化計画を提出する金融機関等が法第3条第1項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を、銀行持株会社等が法第3条第2項の申込みをするときは当該銀行持株会社等が協定銀行による株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。

「株式等の引受け等」又は「株式の引受け」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付

債権の種類に応じ、次の から までに掲げる事項を記載すること。

株式

- イ 種類、発行総額、発行株式数、発行価額、発行の方法及び非資本組入額
- ロ 商法第 222 条第 1 項各号に掲げる内容
- ハ 議決権の数及び総株主の議決権に占める割合（議決権のある株式である場合に限る。）
- ニ 新株引受権、他の種類の株式への転換の請求の権利の内容 等
- 劣後特約付社債（法第 2 条第 2 項に規定する劣後特約付社債をいう。）
- 社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等
- 優先出資

- イ 種類、発行総額、発行口数、発行価額、発行の方法及び非資本組入額
- ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 4 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる内容 等
- 劣後特約付金銭消費貸借（法第 2 条第 3 項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）
- 借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等

11. 利益又は剰余金の処分の方針

配当に対する方針を（別表 2）により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。

経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の記載をすること。

12. 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

各種のリスクの管理の状況及び今後の方針について記載すること。この場合において、（別表 1）に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の記載をするほか、その子会社（法第 2 条第 4 項に規定する子会社をいう。）の財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のために行う経営管理の内容をあわせて記載すること。

（別表 1）（単体）

		年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末
		実績	実績	実績 / 実績見込み	計画	計画	計画	計画	計画
資産・負債・資本勘定（平均残高）	資産の部合計								
	うち貸出金								
	負債の部合計								
	うち預金・譲渡性預金								
	うち債券								
	資本の部合計								
	うち資本金								
	うち資本剰余金								
	うち資本準備金								

	うち利益剰余金								
	うち利益準備金								
	うち土地再評価差額金								
	うち株式等評価差額金								
	うち自己株式								
損益	業務純益								
	業務収益								
	資金運用収益								
	うち貸出金収入								
	役務取引等収益								
	特定取引収益								
	その他業務収益								
	うち国債等債券関係 ( = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 )								
	業務費用								
	資金調達費用								
	うち預金・譲渡性預金 利息								
	役務取引等費用								
	特定取引費用								
	その他業務費用								
	うち国債等債券関係 ( = 国債等債券売却損 + 国債等債券償還損 + 国債等債券償却 + 債券費・社債費 )								
	一般貸倒引当金繰入額								
	経費								
	うち人件費								
	うち物件費								
	うち機械化関連 費用								
金銭の信託運用見合費用									
業務粗利益 ( = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入 額 + 債券費 + 経費 )									
国債等債券関係損益									
コア業務純益 ( = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入									

	額 - 国債等債券関係損益)									
	臨時損益									
	うち不良債権処理損失額									
	個別貸倒引当金繰入額									
	貸出金償却									
	その他の処理額									
	うち株式等関係損益									
	経常利益									
	特別損益									
	税引前当期（中間）純利益									
	法人税、住民税及び事業税									
	法人税等調整額									
	税引後当期（中間）純利益									
経営指標（％）	資金運用利回									
	貸出金利回									
	資金調達原価率									
	預金等利回 （＝預金利息＋譲渡性預金利息 ／預金・譲渡性預金平均残 高合計）									
	資金調達経費率 （＝経費／預金・譲渡性預金・ 債券平均残高合計）									
	預貸率									
	総資金利鞘 （＝資金運用利回 - 資金調達原価率）									
	預貸金利鞘 （＝貸出金利回 - 預金等利回 - 資金 調達経費率）									
	当期利益 ROE （＝税引後当期（中間）純利益／資 本勘定）									
	当期利益 ROA （＝税引後当期（中間）純利益／総 資産）									
	コア業務純益 ROE （＝コア業務純益／資本勘定）									
	コア業務純益 ROA （＝コア業務純益／総資産）									
	業務粗利益経費率									

	( = 経費 - 機械化関連費用 / 業務粗利益 )									
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高									
	破産更生等債権額									
	危険債権額									
	要管理債権額									
	正常債権額									
	総与信 ( = 金融再生法開示債権残高 + 正常債権額 )									
	不良債権比率 ( = 金融再生法開示債権残高 / 総与信 )									
	リスク管理債権残高									
	破綻先債権額 ( 部分直接償却 )									
	延滞債権額									
	3 ヶ月以上延滞債権額									
	貸出条件緩和債権額									

( 連結 )

		年 月 末 実績	年 月 末 実績	年 月 末 実績 / 実績見込み	年 月 末 計画					
資産・負債・資本勘定(平均残高)	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	うち預金・譲渡性預金									
	うち債券									
	資本の部合計									
	うち資本金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
	うち株式等評価差額金									
うち自己株式										
経常利益										
経常収益										

損益	資金運用収益									
	役務取引等収益									
	特定取引収益									
	その他業務収益									
	その他経常収益									
	経常費用									
	資金調達費用									
	役務取引等費用									
	特定取引費用									
	その他業務費用									
	営業経費									
	その他経常費用									
	うち貸出金償却									
	うち貸倒引当金繰入額									
	うち一般貸倒引当 金繰入額									
	うち個別貸倒引当 金繰入額									
	特別利益									
特別損失										
法人税、住民税及び事業税										
法人税等調整額										
少数株主利益										
税引後当期（中間）純利益										
経営指標（％）	当期利益 ROE （＝税引後当期（中間）純利益 / 資本勘定）									
	当期利益 ROA （＝税引後当期（中間）純利益 / 総資産）									

（記載上の注意）

- 1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等（例えば、オフバランス化につながる措置の内容等）を記載することができる。
- 2 過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。
- 3 営業年度末又は事業年度末（銀行等にあつては、毎年9月末及び3月末）の計数を記載すること。
- 4 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、「資本勘定」を「会員勘定」又は「組合員勘定」とするほか、適宜必要な修正を行うこと。
- 5 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

(別表2)

	年 月 末 実績	年 月 末 実績	年 月 末 実績 / 実 績見込み	年 月 末 計画					
配当可能利益									
配当金総額(中間配当を含む)									
普通株配当金(公的資金分)									
普通株配当金(民間調達分)									
優先株配当金(公的資金分)									
優先株配当金(民間調達分)									
1株当たり配当金(普通株)									
1株当たり配当金(優先株)									
配当率(普通株、公的資金分)									
配当率(普通株、民間調達分)									
配当率(優先株、公的資金分)									
配当率(優先株、民間調達分)									
配当性向									

(記載上の注意)

- 1 「公的資金分」とは、法第5条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより経営強化計画を提出する金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。
- 2 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。

経 営 強 化 計 画

年 月 日提出

（提出者）本店又は主たる  
事務所の所在地  
商号又は名称  
代 表 者 役 職 ・ 氏 名 印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

- 第 1 経営強化計画の実施期間
- 第 2 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標
- 第 3 金融組織再編成の内容及び実施時期
- 第 4 経営の改善の目標を達成するための方策
- 第 5 責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する金融機関等（第 32 条に規定する金融機関等をいい、経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等を含む。以下同じ。）が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限る。）
- 第 6 経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項（経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合であって、かつ、当該経営強化計画に係る金融組織再編成が基本的特定組織再編成でない場合に限る。）
- 第 7 法第 17 条第 1 項の規定による決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項（経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合であって、かつ、経営強化計画を提出する金融機関等（組織再編成銀行持株会社等を除く。）が基準適合金融機関等でない場合に限る。）
- 第 8 信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあつては、「業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項」とする。）
- 第 9 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項（経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限る。）
- 第 10 経営の強化に伴う労務に関する事項
- 第 11 利益又は剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限る。）
- 第 12 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限る。）

(記載上の注意)

#### 1. 一般的事項

経営強化計画を提出する金融機関等の区分等に応じ法(これに基づく命令を含む。)の定めにより記載事項とされていない事項(経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第1項又は第2項の申込みをしない場合における第5から第7までに掲げる事項等)については、当該事項の記載を省略し、他の事項を繰り上げて記載することができる。

以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

#### 2. 提出者

提出者の欄においては、経営強化計画を提出する金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

経営強化計画を連名で提出する金融機関等又は労働金庫があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該金融機関等又は労働金庫の本店若しくは主たる事務所の所在地、商号若しくは名称並びに代表者の役職及び氏名を記載するとともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名すること。

#### 3. 経営強化計画の実施期間

経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

経営強化計画の始期は金融組織再編成を実施する日の属する営業年度又は事業年度の開始の日(組織再編成金融機関等が銀行等であり、かつ、当該金融組織再編成を実施する日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては、10月1日)とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から3年以内の営業年度又は事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

#### 4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

経営の強化に関連する各種の指標につき(別表1)により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標を記載すること。

コア業務純益ROA((別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。)を含む収益性を示す一つ以上の指標

業務粗利益経費率((別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。)を含む業務の効率を示す一つ以上の指標

不良債権比率((別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定する不良債権比率をいう。)を含む不良債権の処理の状況を示す一つ以上の指標

経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標については、及び に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期からの指標の改善( に掲げる指標の改善については、当該経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等又は労働金庫のうち当該指標の水準が最も高いものの当該指標の水準からの改善に限る。)の程度((別表1)において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。)を、に掲げる指標にあっては経営強化計画の終期における値((別表1)において見込まれる経営強化計画

の終期における値と同一のもの又はこれを超えた当該指標の改善を示す値に限る。)又は経営強化計画の始期からの当該指標の改善の程度((別表1)において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。)を記載すること。

#### 5. 金融組織再編成の内容及び実施時期

経営強化計画を提出する金融機関等が金融組織再編成の当事者の一部であるときは、その旨及び他の当事者である金融機関等又は労働金庫の商号又は名称をあわせて記載すること。

#### 6. 経営の改善の目標を達成するための方策

経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、4.及びに掲げる目標については業務の合理化又は業務の提供方法の改善、業務のための必要度が低い資産の処分又は収益性の低い資産の処分、収益性の高い分野への特化又は参入等の方策等を、4.に掲げる目標については償却及び引当ての方針、与信リスク管理の方策等を記載すること。また、不良債権処理に向けた取組みへの多面的な評価が可能となるよう、いわゆるオフバランス化につながる措置など前向きな取組みを行うときは、その内容を具体的に記載すること。

の場合において、(別表1)に記載されているもののほか、部門別の損益の動向、子会社及び関連会社の損益の動向その他の根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項(経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第1項又は第2項の申込みをする場合にあっては、管理会計の確立とその活用の方策を含むものに限る。)をあわせて記載すること。

#### 7. 責任ある経営体制の確立に関する事項

「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

社外取締役又は員外監事(第3条第2項又は労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。)がいない場合において社外取締役又は員外監事を新たに選任すること。

社外取締役、社外監査役又は員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。

委員会等設置会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社をいう。以下同じ。)でない銀行等において新たに委員会等設置会社になること。「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

内部監査体制を強化すること。

「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。

協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。

「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

四半期毎の情報開示を充実すること。

部門別の損益に関する情報開示を充実すること。

主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても から までの「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれを実施時期とともに記載するとともに、「組織再編成銀行持株会社等における責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として以下の事項を記載すること。

経営強化計画を実施する子会社（法第 2 条第 4 項に規定する子会社をいう。）の議決権の適切な保有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨

経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項

#### 8．経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項

経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合において代表権のある役員が役員を退任することをその実施時期とともに明確に記載することを含め、当該場合において経営責任の明確化のために講ずる措置を記載すること。

経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等の経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役員が役員を退任することをその実施時期とともに明確に記載することを含め、経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合における当該組織再編成銀行持株会社等の経営管理責任の明確化のために講ずる措置を記載すること。

#### 9．法第 17 条第 1 項の規定による決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項

経営強化計画を提出する金融機関等（組織再編成銀行持株会社等を除く。）が基準適合金融機関等でないときは、法第 17 条第 1 項の規定による決定（法第 19 条第 1 項の規定による承認を含む。）を受けて経営強化計画に係る金融組織再編成を実施する時期までに代表権のある役員が役員を退任し、かつ、当該金融組織再編成の後において組織再編成金融機関等（組織再編成銀行持株会社等が法第 15 条第 2 項の申込みをする場合にあっては、その対象組織再編成子会社）の役員に就任しないこと及び当該金融組織再編成が株式交換、株式移転、合併、会社の分割（分割により営業の全部を承継させ、分割により設立する金融機関等又は分割により営業を承継する金融機関等の株主に株式を割り当てるものに限る。）又は会社の分割による営業の全部の承継（分割により設立する金融機関等又は分割により営業を承継する金融機関等の株主に株式を割り当てるものに限る。）でないときは配当の額を抑制することをその実施時期とともに明確に記載することを含め、当該場合において経営責任及び株主責任の明確化のために講ずる措置を記載すること。

#### 10．信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

「信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小企業又は地元事業者に対する信用供与（銀行法第 13 条第 1 項に規定する信用の供与等をいう。）の残高の総資産に占める割合（組織再編成金融機関等が信用金庫又は信用協同組合である場合にあっては、信用供与の残高の総資産に占める割合）及び経営改善取組先企業の数の取引先の

企業の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

「信用供与の円滑化のための方策」については「信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業をはじめとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」を、「その他主として業務を行っている地域の経済の活性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」及び「早期の事業再生に資する方策」をそれぞれ記載すること。

「信用供与の実施体制の整備のための方策」については、信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業をはじめとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策」及び「早期の事業再生に資する方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的な記載に努め、に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第1項又は第2項の申込みをしない場合における「業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項」については、信用供与の方針及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、営業所又は事務所が所在している都道府県すべてを「業務を行っている地域」として明示した上で、地域により信用供与の方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

#### 11. 協定銀行による株式等の引受け等

経営強化計画を提出する金融機関等（組織再編成銀行持株会社等を除く。）が法第15条第1項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を、組織再編成銀行持株会社等が法第15条第2項の申込みをするときは当該組織再編成銀行持株会社等が協定銀行による株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。

「株式等の引受け等」又は「株式の引受け」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の から までに掲げる事項を記載すること。

##### 株式

- イ 種類、発行総額、発行株式数、発行価額、発行の方法及び非資本組入額
  - ロ 商法第222条第1項各号に掲げる内容
  - ハ 議決権の数及び総株主の議決権に占める割合（議決権のある株式である場合に限る。）
  - ニ 新株引受権、他の種類の株式への転換の請求の権利の内容 等
- 劣後特約付社債（法第2条第2項に規定する劣後特約付社債をいう。）
- 社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等
- 優先出資

イ 種類、発行総額、発行口数、発行価額、発行の方法及び非資本組入額

ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第4条第1項第2号から第4号までに掲げる内容等

劣後特約付金銭消費貸借（法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）

借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容等

12. 経営の強化に伴う労務に関する事項

以下に掲げる事項を記載すること。

経営強化計画の始期における従業員（職員）数

経営強化計画の終期における従業員（職員）数

経営の強化に充てる予定の従業員（職員）数

中、新規採用される従業員（職員）数

経営の強化に伴い出向又は解雇される従業員（職員）数

13. 利益又は剰余金の処分の方針

配当に対する方針を（別表2）により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。

経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても同様の記載をすること。

14. 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

各種のリスクの管理の状況及び今後の方針について記載すること。この場合において、（別表1）に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても同様の記載をするほか、その子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のために行う経営管理の内容をあわせて記載すること。

（別表1）（銀行持株会社等以外の金融機関等 - 単体）

		年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末
		実績	実績	実績 / 実績見込み	計画	計画	計画	計画	計画
資産・負債・資本勘定（平均残高）	資産の部合計								
	うち貸出金								
	負債の部合計								
	うち預金・譲渡性預金								
	うち債券								
	資本の部合計								
	うち資本金								
	うち資本剰余金								
	うち資本準備金								
	うち利益剰余金								

	うち利益準備金								
	うち土地再評価差額金								
	うち株式等評価差額金								
	うち自己株式								
損益	業務純益								
	業務収益								
	資金運用収益								
	うち貸出金収入								
	役務取引等収益								
	特定取引収益								
	その他業務収益								
	うち国債等債券関係 ( = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 )								
	業務費用								
	資金調達費用								
	うち預金・譲渡性預金 利息								
	役務取引等費用								
	特定取引費用								
	その他業務費用								
	うち国債等債券関係 ( = 国債等債券売却損 + 国債等債券償還損 + 国債等債券償却 + 債券費・社債費 )								
	一般貸倒引当金繰入額								
	経費								
	うち人件費								
	うち物件費								
	うち機械化関連費用								
金銭の信託運用見合費用									
業務粗利益 ( = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入 額 + 債券費 + 経費 )									
国債等債券関係損益									
コア業務純益 ( = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入 額 - 国債等債券関係損益 )									

	臨時損益								
	うち不良債権処理損失額								
	個別貸倒引当金繰入額								
	貸出金償却								
	その他の処理額								
	うち株式等関係損益								
	経常利益								
	特別損益								
	税引前当期（中間）純利益								
	法人税、住民税及び事業税								
	法人税等調整額								
	税引後当期（中間）純利益								
	経営指標（％）	資金運用利回							
貸出金利回									
資金調達原価率									
預金等利回 （＝預金利息＋譲渡性預金利息 ／預金・譲渡性預金平均残高 合計）									
資金調達経費率 （＝経費／預金・譲渡性預金・ 債券平均残高合計）									
預貸率									
総資金利鞘 （＝資金運用利回－資金調達原価率）									
預貸金利鞘 （＝貸出金利回－預金等利回－資金 調達経費率）									
当期利益 ROE （＝税引後当期（中間）純利益／資 本勘定）									
当期利益 ROA （＝税引後当期（中間）純利益／総 資産）									
コア業務純益 ROE （＝コア業務純益／資本勘定）									
コア業務純益 ROA （＝コア業務純益／総資産）									
業務粗利益経費率 （＝経費－機械化関連費用／業務粗									

	利益)									
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高									
	破産更生等債権額									
	危険債権額									
	要管理債権額									
	正常債権額									
	総与信 ( = 金融再生法開示債権残高 + 正常債権額 )									
	不良債権比率 ( = 金融再生法開示債権残高 / 総与信 )									
	リスク管理債権残高									
	破綻先債権額 ( 部分直接償却 )									
	延滞債権額									
	3 ヶ月以上延滞債権額									
	貸出条件緩和債権額									

( 銀行持株会社等 - 単体 )

		年 月 末 実績	年 月 末 実績	年 月 末 実績 / 実 績見込み	年 月 末 計画					
資産・負債・資本勘定 (平均残高)	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	資本の部合計									
	うち資本金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
うち株式等評価差額金										
うち自己株式										
経常利益										
経常収益										
うち関係会社受取配当金										
経常費用										
うち経費										

			うち人件費									
			うち物件費									
			うち機械化関連費用									
損益	税引前当期（中間）純利益											
	法人税、住民税及び事業税											
	法人税等調整額											
	税引後当期（中間）純利益											
経営指標（％）	当期利益 ROE （＝税引後当期（中間）純利益 / 資本勘定）											
	当期利益 ROA （＝税引後当期（中間）純利益 / 総資産）											

（連結）

		年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末
		実績	実績	実績 / 実績見込み	計画	計画	計画	計画	計画	計画
資産・負債・資本勘定（平均残高）	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	うち預金・譲渡性預金									
	うち債券									
	資本の部合計									
	うち資本金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
うち株式等評価差額金										
うち自己株式										
経常利益										
経常収益										
資金運用収益										
役務取引等収益										
特定取引収益										
その他業務収益										
その他経常収益										

損益	経常費用										
	資金調達費用										
	役員取引等費用										
	特定取引費用										
	その他業務費用										
	営業経費										
	その他経常費用										
	うち貸出金償却										
	うち貸倒引当金繰入額										
	うち一般貸倒引当 金繰入額										
	うち個別貸倒引当 金繰入額										
	特別利益										
特別損失											
法人税、住民税及び事業税											
法人税等調整額											
少数株主利益											
税引後当期（中間）純利益											
経営指標（％）	当期利益 ROE （＝税引後当期（中間）純利益／資本勘定）										
	当期利 ROA （＝税引後当期（中間）純利益／総資産）										

（記載上の注意）

- 1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等（例えば、オフバランス化につながる措置の内容等）を記載することができる。
- 2 過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。
- 3 営業年度末又は事業年度末（銀行等にあつては、毎年9月末及び3月末）の計数を記載すること。
- 4 銀行持株会社等にあつては、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の単体・合算ベースの指標を銀行等単体の場合と同一の表形式によりあわせて記載すること。
- 5 経営強化計画を提出する金融機関等と組織再編成金融機関等（経営強化計画を実施する金融機関等）とで金融機関等の種類が異なる場合にあつては、過去の実績又は実績見込みと経営強化計画の実施期間中の見込みを同一の連続した表形式で記載することを要しない。
- 6 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、「資本勘定」を「会員勘定」又は「組合員勘定」とするほか、適宜必要な修正を行うこと。
- 7 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

(別表2)(配当に関する事項)

	年 月 末 実績	年 月 末 実績	年 月 末 実績 / 実 績見込み	年 月 末 計画					
配当可能利益									
配当金総額(中間配当を含む)									
普通株配当金(公的資金分)									
普通株配当金(民間調達分)									
優先株配当金(公的資金分)									
優先株配当金(民間調達分)									
1株当たり配当金(普通株)									
1株当たり配当金(優先株)									
配当率(普通株、公的資金分)									
配当率(普通株、民間調達分)									
配当率(優先株、公的資金分)									
配当率(優先株、民間調達分)									
配当性向									

(記載上の注意)

- 1 「公的資金分」とは、法第17条第1項の規定による決定(法第19条第1項の規定による承認を含む。)を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。
- 2 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。

経 営 強 化 計 画

年 月 日提出

（提出者）本店又は主たる  
事務所の所在地  
商号又は名称  
代 表 者 役 職 ・ 氏 名 印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第 2 項（又は第 3 項）の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

- 第 1 経営強化計画の実施期間
- 第 2 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標
- 第 3 金融組織再編成の内容及び実施時期
- 第 4 経営の改善の目標を達成するための方策
- 第 5 責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する金融機関等（第 32 条に規定する金融機関等をいい、経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等を含む。以下同じ。）が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限る。）
- 第 6 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項（経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限る。）
- 第 7 経営の強化に伴う労務に関する事項
- 第 8 業務を行っている地域における信用供与の方針及びその実施体制に関する事項
- 第 9 利益又は剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限る。）
- 第 10 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限る。）

（記載上の注意）

1. 一般的事項

経営強化計画を提出する金融機関等の区分等に応じ法（これに基づく命令を含む。）の定めにより記載事項とされていない事項（経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをしない場合における第 5 に掲げる事項等）については、当該事項の記載を省略し、他の事項を繰り上げて記載することができる。

以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強

化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

## 2. 提出者

提出者の欄においては、経営強化計画を提出する金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該組織再編成銀行持株会社等の本店の所在地、商号並びに代表者の役職及び氏名を記載するとともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名すること。

## 3. 経営強化計画の実施期間

経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

経営強化計画の始期は金融組織再編成を実施する日の属する営業年度又は事業年度の開始の日（経営強化計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等であり、かつ、当該金融組織再編成を実施する日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては、10月1日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から3年以内の営業年度又は事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

## 4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

経営の強化に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標を記載すること。

コア業務純益ROA（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいい、組織再編成金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースのコア業務純益ROAとする。）を含む収益性を示す一つ以上の指標

業務粗利益経費率（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいい、組織再編成金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースの業務粗利益経費率とする。）を含む業務の効率を示す一つ以上の指標

不良債権比率（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する不良債権比率をいい、組織再編成金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースでの不良債権比率とする。）を含む不良債権の処理の状況を示す一つ以上の指標

経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標については、及び に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期からの指標の改善の程度（（別表1）において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。）を、 に掲げる指標にあっては経営強化計画の終期における値（（別表1）において見込まれる経営強化計画の終期における値と同一のもの又はこれを超えた当該指標の改善を示す値に限る。）又は経営強化計画の始期からの当該指標の改善の程度（（別表1）において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。）を記載すること。

## 5. 金融組織再編成の内容及び実施時期

経営強化計画を提出する金融機関等が金融組織再編成の当事者の一部であるときは、その旨及び他の当事者である金融機関等の商号又は名称をあわせて記載すること。

## 6. 経営の改善の目標を達成するための方策

経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、4. 及び

に掲げる目標については業務の合理化又は業務の提供方法の改善、業務のための必要度が低い資産の処分又は収益性の低い資産の処分、収益性の高い分野への特化又は参入等の方策等を、4. に掲げる目標については償却及び引当ての方針、与信リスク管理の方策等を記載すること。また、不良債権処理に向けた取組みへの多面的な評価が可能となるよう、いわゆるオフバランス化につながる措置など前向きな取組みを行うときは、その内容を具体的に記載すること。

の場合において、(別表1)に記載されているもののほか、部門別の損益の動向、子会社及び関連会社の損益の動向その他の根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

#### 7. 責任ある経営体制の確立に関する事項

「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

社外取締役又は員外監事(第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。)がいない場合において社外取締役又は員外監事を新たに選任すること。

社外取締役、社外監査役又は員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。

委員会等設置会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社をいう。以下同じ。)でない銀行等において新たに委員会等設置会社になること。

「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

内部監査体制を強化すること。

「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。

協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。

「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

四半期毎の情報開示を充実すること。

部門別の損益に関する情報開示を充実すること。

主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても から までの「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれを実施時期とともに記載するとともに、「組織再編成銀行持株会社等における責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として以下の事項を記載すること。

経営強化計画を実施する子会社(法第2条第4項に規定する子会社をいう。)の議決権の適切な保

有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨

経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項

#### 8. 協定銀行による株式等の引受け等

法第 16 条第 2 項前段（又は第 3 項前段）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を、組織再編成銀行持株会社等が法第 15 条第 2 項の申込みをするときは当該組織再編成銀行持株会社等が協定銀行による株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。

「株式等の引受け等」又は「株式の引受け」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の から までに掲げる事項を記載すること。

株式

イ 種類、発行総額、発行株式数、発行価額、発行の方法及び非資本組入額

ロ 商法第 222 条第 1 項各号に掲げる内容

ハ 新株引受権、他の種類の株式への転換の請求の権利等の内容 等

劣後特約付社債（法第 2 条第 2 項に規定する劣後特約付社債をいう。）

社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等

優先出資

イ 種類、発行総額、発行口数、発行価額、発行の方法及び非資本組入額

ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 4 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる内容 等

劣後特約付金銭消費貸借（法第 2 条第 3 項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）

借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等

#### 9. 経営の強化に伴う労務に関する事項

以下に掲げる事項を記載すること。

経営強化計画の始期における従業員（職員）数（銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合にあっては、その子会社である銀行ごとにそれぞれ記載する。以下 までにおいて同じ。）

経営強化計画の終期における従業員（職員）数

経営の強化に充てる予定の従業員（職員）数

中、新規採用される従業員（職員）数

経営の強化に伴い出向又は解雇される従業員（職員）数

#### 10. 業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項

業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項の記載については、信用供与の方針及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、営業所又は事務所が所在している都道府県すべてを「業務を行っている地域」として明示した上で、地域により信用供与の方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

#### 11. 利益又は剰余金の処分の方針

配当に対する方針を（別表 2）により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。

経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても同様の記載をすること。

12. 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

各種のリスクの管理の状況及び今後の方針について記載すること。この場合において、(別表1)に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても同様の記載をするほか、その子会社(法第2条第4項に規定する子会社をいう。)の財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のために行う経営管理の内容をあわせて記載すること。

(別表1)(銀行持株会社等以外の金融機関等 - 単体)

		年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	
		実績	実績	実績 / 実績見込み	計画	計画	計画	計画	計画	計画	
資産・負債・資本勘定(平均残高)	資産の部合計										
	うち貸出金										
	負債の部合計										
	うち預金・譲渡性預金										
	うち債券										
	資本の部合計										
	うち資本金										
	うち資本剰余金										
	うち資本準備金										
	うち利益剰余金										
	うち利益準備金										
	うち土地再評価差額金										
	うち株式等評価差額金										
	うち自己株式										
	業務純益										
	業務収益										
資金運用収益											
うち貸出金収入											
役務取引等収益											
特定取引収益											
その他業務収益											
うち国債等債券関係 ( = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 )											
業務費用											

損益	資金調達費用									
	うち預金・譲渡性預金 利息									
	役員取引等費用									
	特定取引費用									
	その他業務費用									
	うち国債等債券関係 ( = 国債等債券売却損 + 国債等債券償還損 + 国債等債券償却 + 債券費・社債費 )									
	一般貸倒引当金繰入額									
	経費									
	うち人件費									
	うち物件費									
	うち機械化関連費 用									
	金銭の信託運用見合費用									
	業務粗利益 ( = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入 額 + 債券費 + 経費 )									
	国債等債券関係損益									
	コア業務純益 ( = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入 額 - 国債等債券関係損益 )									
	臨時損益									
	うち不良債権処理損失額									
	個別貸倒引当金繰入額									
	貸出金償却									
	その他の処理額									
うち株式等関係損益										
経常利益										
特別損益										
税引前当期(中間)純利益										
法人税、住民税及び事業税										
法人税等調整額										
税引後当期(中間)純利益										
資金運用利回										
貸出金利回										
資金調達原価率										

経営指標 (%)	預金等利回 ( = 預金利息 + 譲渡性預金利息 / 預金・譲渡性預金平均残高合計 )									
	資金調達経費率 ( = 経費 / 預金・譲渡性預金・債券平均残高合計 )									
	預貸率									
	総資金利鞘 ( = 資金運用利回 - 資金調達原価率 )									
	預貸金利鞘 ( = 貸出金利回 - 預金等利回 - 資金調達経費率 )									
	当期利益 ROE ( = 税引後当期 ( 中間 ) 純利益 / 資本勘定 )									
	当期利益 ROA ( = 税引後当期 ( 中間 ) 純利益 / 総資産 )									
	コア業務純益 ROE ( = コア業務純益 / 資本勘定 )									
	コア業務純益 ROA ( = コア業務純益 / 総資産 )									
	業務粗利益経費率 ( = 経費 - 機械化関連費用 / 業務粗利益 )									
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高									
	破産更生等債権額									
	危険債権額									
	要管理債権額									
	正常債権額									
	総与信 ( = 金融再生法開示債権残高 + 正常債権額 )									
	不良債権比率 ( = 金融再生法開示債権残高 / 総与信 )									
	リスク管理債権残高									
破綻先債権額										
うち部分直接償却										

	延滞債権額									
	3ヵ月以上延滞債権額									
	貸出条件緩和債権額									

(銀行持株会社等 - 単体)

		年 月 末 実績	年 月 末 実績	年 月 末 実績 / 実 績見込み	年 月 末 計画					
資産・負債・資本勘定 (平均残高)	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	資本の部合計									
	うち資本金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
うち株式等評価差額金										
うち自己株式										
損益	経常利益									
	経常収益									
	うち関係会社受取配当金									
	経常費用									
	うち経費									
	うち人件費									
	うち物件費									
	うち機械化関連費用									
	税引前当期(中間)純利益									
	法人税、住民税及び事業税									
法人税等調整額										
税引後当期(中間)純利益										
経営指標(%)	当期利益 ROE ( = 税引後当期(中間)純利益 / 資本勘定 )									
	当期利益 ROA ( = 税引後当期(中間)純利益 / 総資産 )									

(連結)

		年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末
		実績	実績	実績 / 実績見込み	計画	計画	計画	計画	計画	計画
資産・負債・資本勘定(平均残高)	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	うち預金・譲渡性預金									
	うち債券									
	資本の部合計									
	うち資本金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
	うち株式等評価差額金									
	うち自己株式									
損益	経常利益									
	経常収益									
	資金運用収益									
	役務取引等収益									
	特定取引収益									
	その他業務収益									
	その他経常収益									
	経常費用									
	資金調達費用									
	役務取引等費用									
	特定取引費用									
	その他業務費用									
	営業経費									
	その他経常費用									
	うち貸出金償却									
	うち貸倒引当金繰入額									
	うち一般貸倒引当 金繰入額									
うち個別貸倒引当 金繰入額										
特別利益										
特別損失										

	法人税、住民税及び事業税									
	法人税等調整額									
	少数株主利益									
	税引後当期（中間）純利益									
経営指標（％）	当期利益 ROE （＝税引後当期（中間）純利益／資本勘定）									
	当期利益 ROA （＝税引後当期（中間）純利益／総資産）									

（記載上の注意）

- 1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等（例えば、オフバランス化につながる措置の内容等）を記載することができる。
- 2 過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。
- 3 営業年度末又は事業年度末（銀行等にあつては、毎年9月末及び3月末）の計数を記載すること。
- 4 銀行持株会社等にあつては、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースの指標をあわせて記載すること。
- 5 経営強化計画を提出する金融機関等と組織再編成金融機関等（経営強化計画を実施する金融機関等）とで金融機関等の種類が異なる場合にあつては、過去の実績又は実績見込みと経営強化計画の実施期間中の見込みを同一の連続した表形式で記載することを要しない。
- 6 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、「資本勘定」を「会員勘定」又は「組合員勘定」とするほか、適宜必要な修正を行うこと。
- 7 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

（別表2）（配当に関する事項）

	年 月 末 実績	年 月 末 実績	年 月 末 実績 / 実績見込み	年 月 末 計画					
配当可能利益									
配当金総額（中間配当を含む）									
普通株配当金（公的資金分）									
普通株配当金（民間調達分）									
優先株配当金（公的資金分）									
優先株配当金（民間調達分）									
1株当たり配当金（普通株）									
1株当たり配当金（優先株）									
配当率（普通株、公的資金分）									
配当率（普通株、民間調達分）									
配当率（優先株、公的資金分）									

配当率（優先株、民間調達分）									
配当性向									

（記載上の注意）

- 1 「公的資金分」とは、法第 17 条第 1 項の規定による決定（法第 19 条第 1 項の規定による承認を含む。）を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。
- 2 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。

経 営 計 画

年 月 日提出

（提出者）本店又は主たる  
事務所の所在地  
商号又は名称  
代 表 者 役 職 ・ 氏 名 印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 22 条第 3 項の規定に基づき、経営計画を次のとおり提出します。

記

- 第 1 経営計画の期間
- 第 2 経営計画の期間中の収益見通し
- 第 3 収益見通しを達成するための方策
- 第 4 責任ある経営体制の確立に関する事項
- 第 5 利益又は剰余金の処分の方針
- 第 6 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
- 第 7 協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する金融機関等（第 32 条に規定する金融機関等をいい、経営計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。以下同じ。）を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（記載上の注意）

1．一般的事項

以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

経営計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2．提出者

提出者の欄においては、経営計画を提出する金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

経営計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該銀行持株会社等の本店の所在地、商号並びに代表者の役職及び氏名を記載するとともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名すること。

3．経営計画の期間

経営計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

経営計画の始期は経営計画の提出の日の属する営業年度又は事業年度の翌営業年度又は事業年度の開始の日とし、経営計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

経営計画の終期となる月については、経営計画の始期から3年以内の営業年度又は事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

#### 4. 経営計画の期間中の収益見通し

経営に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営計画の終期において達成すべき見通しを記載すること。

コア業務純益ROA（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいい、経営計画を提出する金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースのコア業務純益ROAとする。）を含む収益性を示す一つ以上の指標

業務粗利益経費率（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいい、経営計画を提出する金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースの業務粗利益経費率とする。）を含む業務の効率を示す一つ以上の指標

#### 5. 収益見通しを達成するための方策

収益見通しを達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、業務の合理化又は業務の提供方法の改善、業務のための必要度が低い資産の処分又は収益性の低い資産の処分、収益性の高い分野への特化又は参入等の方策等を記載すること。この場合において、（別表1）に記載されているもののほか、部門別の損益の動向、子会社及び関連会社の損益の動向その他の根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

#### 6. 責任ある経営体制の確立に関する事項

「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれについて、これまで実施していた経営強化計画（第56条第1項に規定する経営強化計画をいう。）又は経営計画（同項に規定する経営計画をいう。）に記載されていたそれぞれの方策の維持又は強化に関する事項を記載すること。

経営計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の事項を記載するとともに、当該銀行持株会社等における「責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として以下の事項を記載すること。

経営計画を実施する子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の議決権の適切な保有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨

経営計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項

#### 7. 利益又は剰余金の処分の方針

配当に対する方針を（別表2）により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。

経営計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の記載をすること。

#### 8. 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

各種のリスクの管理の状況及び今後の方針について記載すること。この場合において、（別表1）に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

経営計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の記載をするほか、その子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のために行う経営管理の内容をあわせて記載すること。

9. 協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する金融機関等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

「額」及び「内容」については、取得株式等又は取得貸付債権の種類に応じ、次の から までに掲げる事項を記載すること。

株式

- イ 種類、発行総額、発行株式数、発行価額、発行の方法及び非資本組入額
- ロ 商法第222条第1項各号に掲げる内容
- ハ 議決権の数及び総株主の議決権に占める割合（議決権のある株式である場合に限る。）
- ニ 新株引受権、他の種類の株式への転換の請求の権利の内容 等

劣後特約付社債（法第2条第2項に規定する劣後特約付社債をいう。）

社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等

優先出資

- イ 種類、発行総額、発行口数、発行価額、発行の方法及び非資本組入額
  - ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第4条第1項第2号から第4号までに掲げる内容 等
- 劣後特約付金銭消費貸借（法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）  
借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等

(別表1)(銀行持株会社等以外の金融機関等 - 単体)

		年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末
		実績	実績	実績 / 実績見込み	計画	計画	計画	計画	計画	計画
資産・負債・資本勘定(平均残高)	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	うち預金・譲渡性預金									
	うち債券									
	資本の部合計									
	うち資本金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
	うち株式等評価差額金									
	うち自己株式									
業務純益										
業務収益										

損益

資金運用収益									
うち貸出金収入									
役員取引等収益									
特定取引収益									
その他業務収益									
うち国債等債券関係 ( = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 )									
業務費用									
資金調達費用									
うち預金・譲渡性預金 利息									
役員取引等費用									
特定取引費用									
その他業務費用									
うち国債等債券関係 ( = 国債等債券売却損 + 国債等債券償還損 + 国債等債券償却 + 債券費・社債費 )									
一般貸倒引当金繰入額									
経費									
うち人件費									
うち物件費									
うち機械化関連費用									
金銭の信託運用見合費用									
業務粗利益 ( = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入 額 + 債券費 + 経費 )									
国債等債券関係損益									
コア業務純益 ( = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入 額 - 国債等債券関係損益 )									
臨時損益									
うち不良債権処理損失額									
個別貸倒引当金繰入額									
貸出金償却									
その他の処理額									
うち株式等関係損益									

	經常利益								
	特別損益								
	税引前当期（中間）純利益								
	法人税、住民税及び事業税								
	法人税等調整額								
	税引後当期（中間）純利益								
経営指標（％）	資金運用利回								
	貸出金利回								
	資金調達原価率								
	預金等利回 （＝預金利息＋譲渡性預金利息 ／預金・譲渡性預金平均残高 合計）								
	資金調達経費率 （＝経費／預金・譲渡性預金・ 債券平均残高合計）								
	預貸率								
	総資金利鞘 （＝資金運用利回－資金調達原価率）								
	預貸金利鞘 （＝貸出金利回－預金等利回－資金 調達経費率）								
	当期利益 ROE （＝税引後当期（中間）純利益／資 本勘定）								
	当期利益 ROA （＝税引後当期（中間）純利益／総 資産）								
	コア業務純益 ROE （＝コア業務純益／資本勘定）								
	コア業務純益 ROA （＝コア業務純益／総資産）								
	業務粗利益経費率 （＝経費－機械化関連費用／業務粗 利益）								
金融再生法開示債権残高									
破産更生等債権額									
危険債権額									
要管理債権額									
正常債権額									

不良債権関連指標	総与信 ( = 金融再生法開示債権残高 + 正常債権額 )									
	不良債権比率 ( = 金融再生法開示債権残高 / 総与信 )									
	リスク管理債権残高									
	破綻先債権額									
	うち部分直接償却									
	延滞債権額									
	3ヵ月以上延滞債権額									
	貸出条件緩和債権額									

( 銀行持株会社等 - 単体 )

		年 月 末 実 績	年 月 末 実 績	年 月 末 実 績 / 実 績 見 込 み	年 月 末 計 画					
資産・負債・資本勘定 (平均残高)	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	資本の部合計									
	うち資本金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
うち株式等評価差額金										
うち自己株式										
損益	経常利益									
	経常収益									
	うち関係会社受取配当金									
	経常費用									
	うち経費									
	うち人件費									
	うち物件費									
	うち機械化関連費用									
	税引前当期 ( 中間 ) 純利益									
	法人税、住民税及び事業税									

	法人税等調整額									
	税引後当期（中間）純利益									
経営指標（％）	当期利益 ROE （＝税引後当期（中間）純利益／資本勘定）									
	当期利益 ROA （＝税引後当期（中間）純利益／総資産）									

（連結）

		年 月 末 実績	年 月 末 実績	年 月 末 実績 / 実 績見込み	年 月 末 計画					
資産・負債・資本勘定（平均残高）	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	うち預金・譲渡性預金									
	うち債券									
	資本の部合計									
	うち資本金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
	うち株式等評価差額金									
うち自己株式										
損益	経常利益									
	経常収益									
	資金運用収益									
	役務取引等収益									
	特定取引収益									
	その他業務収益									
	その他経常収益									
	経常費用									
	資金調達費用									
	役務取引等費用									
	特定取引費用									
	その他業務費用									
	営業経費									

	その他経常費用									
	うち貸出金償却									
	うち貸倒引当金繰入額									
	うち一般貸倒引当 金繰入額									
	うち個別貸倒引当 金繰入額									
	特別利益									
	特別損失									
	法人税、住民税及び事業税									
	法人税等調整額									
	少数株主利益									
	税引後当期（中間）純利益									
経営指標（％）	当期利益 ROE （＝税引後当期（中間）純利益／資本勘定）									
	当期利益 ROA （＝税引後当期（中間）純利益／総資産）									

（記載上の注意）

- 1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、関連する指標を記載することができる。
- 2 過去の実績及び実績見込みについては、直前の経営強化計画又は経営計画の実施期間を遡って記載すること。
- 3 営業年度末又は事業年度末（銀行等にあつては、毎年9月末及び3月末）の計数を記載すること。
- 4 銀行持株会社等にあつては、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースの指標を合わせて記載すること。
- 5 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、「資本勘定」を「会員勘定」又は「組合員勘定」とするほか、適宜必要な修正を行うこと。
- 6 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

（別表2）

	年 月 末 （実績）	年 月 末 （実績）	年 月 末 実績 / 実 績見込み	年 月 末 計 画					
配当可能利益									
配当金総額（中間配当を含む）									
普通株配当金（公的資金分）									
普通株配当金（民間調達分）									
優先株配当金（公的資金分）									

優先株配当金（民間調達分）										
1株当たり配当金（普通株）										
1株当たり配当金（優先株）										
配当率（普通株、公的資金分）										
配当率（普通株、民間調達分）										
配当率（優先株、公的資金分）										
配当率（優先株、民間調達分）										
配当性向										

（記載上の注意）

- 1 「公的資金分」とは、取得株式等（法第20条第1項に規定する取得株式等をいう。）である株式に係るものをいう。
- 2 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。